

# 城里町議会全員協議会会議録

日時 令和4年12月2日(金)

午前10時03分

場所 城里町役場 3階 議場

## 出席議員(13名)

議長	阿久津 則 男 君	副議長	片岡 藏 之 君
	高橋 裕 子 君		猿田 正 純 君
	金長 秀 範 君		藤咲 芙美子 君
	綿引 静 男 君		三村 孝 信 君
	飯村 栄 君		鯉 淵 秀 雄 君
	桜井 和 子 君		小 坏 孝 君
	加藤木 直 君		

## 欠席議員(1名)

関 誠一郎 君

## 説明のため出席した者の職氏名

町 長	上遠野 修
副 町 長	仲 田 不二雄
教 育 長	高 岡 秀 夫
まちづくり戦略課長	小 林 克 成
総 務 課 長	増 井 栄 一
町 民 課 長	加 藤 孝 行
財 務 課 長	雨 宮 忠 芳
税 務 課 長	佐 藤 宰
健 康 保 険 課 長	飯 村 正 則
長 寿 応 援 課 長	稲 川 弘 美
福祉こども課長	山 崎 栄 一
農 業 政 策 課 長	富 江 一 也
都 市 建 設 課 長	大 津 好 男
下 水 道 課 長	所 克 実
会計課長(会計管理者)	久保田 和 美

水 道 課 長	園 部 繁
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 瀬 浩 文
教 育 委 員 会 事 務 局 長	廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
書 記	高 丸 哲 史

---

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
  - (1) 令和4年第4回城里町議会定例会提案事項について  
(別紙 議会定例会議事日程)
- 5 閉 会

---

午前10時03分開会

開 会

○議長（阿久津則男君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

---

議長挨拶

○議長（阿久津則男君） 本日の全員協議会は、来る12月6日に招集されます令和4年第4回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議をいただくものであります。よろしく審議のほどお願いを申し上げます。

本日の出席状況についてをご報告いたします。欠席議員、11番関 誠一郎君、ほか全員出席であります。

---

町長挨拶

○議長（阿久津則男君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 令和4年第4回定例会に伴う全員協議会にご多用のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本日の全員協議会ですが、議案12件、報告11件についてご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

協議事項

○議長（阿久津則男君） これより会議に入ります。

会議次第に従いまして会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

それでは、議案第61号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第61号をご覧いただきたいと存じます。

議案第61号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、期末手当率及び勤勉手当率を改正するとともに若年層の給料を引き上げるものです。

以上、議案第61号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第61号説明資料1ページから18ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第61号に対するご質問を受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第62号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 続きまして、議案第62号をご覧いただきたいと存じます。

議案第62号 城里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、職員の定年年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることに伴い、60歳を超える職員の身分及び給与の取扱いに関する特例を設けるものでございます。

以上、議案第62号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第62号説明資料1ページから16ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第62号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 質問に先立ちまして、執行部にちょっとお願いがあります。

私、全部議案書を読みまして質問をいたしました。しかし、この今日の全協に間に合いません、答弁いただくまで。ですので、本当にもう少し前にきちんと早めに議員のほうに議案書を出していただけますよう、よろしく願いをいたします。答弁が間に合わないで、その都度、私質問いたしますので、よろしく願いいたします。

では、この62号なんですけれども、これは60歳から65歳までに定年が引き上げられたということなんですけれども、職員の人数の増減は昨年、今年度と比べてどのようになっ

いきますでしょうか。

それから、会計年度任用と今度の職員65歳までの定年になった賃金というか、報酬というか、給料はどのぐらいの差があるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 質問にお答えいたします。

定年齢が段階的に引き上げられるということで、職員数のご質問がございました。職員数につきましては、定年延長、今後、暫定再任用という名称に変わるんですが、再任用が暫定再任用になる職員を把握した上で新規採用職員を採用したいと考えていることから、職員数に増減は生じないようにしていきたいと考えております。

会計年度任用職員の賃金に関しましてですが、こちらは採用実績に応じまして賃金のほうが賃金表で決まっております。こちらについては、この定年延長にかかわらず、会計年度の採用の中で賃金が決まることになっております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 賃金としては、じゃ会計年度に少しは下がるということになるのでしょうか。今までのように55歳から60歳まで段階的に報酬は上がっていったと思うんですけども、60歳から65歳までの間の賃金というのは上がっていくんですか、それとも会計年度任用の賃金で下げられるというか、为什么呢。その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 引き続き、答弁いたします。

会計年度職員というご質問でいただいているんですが、一般職員の場合は、55歳から今度は改正に伴いまして昇給の停止というようなことになるので、賃金のほうは変わらないこととなります。再任用職員については、俸給表、給与表で給与が決まっております。会計年度職員というのは、また別の範疇での採用になります。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。ございませんか。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 5ページなんですけど、第4章の定年前再任用短時間勤務制というのが説明があるんですけど、総務課長にちょっと分かりづらいところがあるものですから説明をお願いしたいんですけど。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ご質問にお答えいたします。

定年前再任用の短時間勤務制というようなご質問でございますけれども、こちらにつき

ましては、定年が延長になりまして、例えば62歳まで定年延長になったとしますが、定年前、60で一旦辞めるといような形になります。62歳までの間は再任用ということで採用が可能なんですが、この短時間というのは、フルタイムではなく、週決まった時間を勤務時間として採用するといようなことで、パートタイム的な短時間勤務制といようなことでの表現になります。よろしいでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） そうすると、順次に定年が延長していくといことなんですが、例えば定年65といのと、63歳から後、63から64、65の2年間といのは、やはりこいう形で再任用、再々任用とい形になるんですか。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 引き続き答弁しますが、定年と延長になったときまでは、この短時間の勤務制といのが使えるんですが、実際に延長するといときまでは定年が延長していることになりますので、それ以降の期間につきましては暫定再任用とい、今で言う再任用の形での採用が可能といようなことになります。

○10番（三村孝信君） じゃ、その場合は定年前じゃなくて、定年後。

○総務課長（増井栄一君） はい。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） そうすると、例えば65で定年退職を迎えたとい場合、再任用、再々任用といのと、67まで働けるといことになるんですか。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 定年延長が65歳までですので、基本65歳で再任用、暫定再任用も終了となります。例えば、62歳まで定年延長になった職員が60歳で辞めて62歳まで定年前の再任用短時間勤務制といのも取れますし、62歳まで働いて65までの残り3年間で暫定再任用といような形で、従前の実績に応じた採用が可能といようなことになります。

○10番（三村孝信君） これ、3回過ぎちゃってもいいですか。

○議長（阿久津則男君） いいですよ。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） ああ、そうですか。といことは、フルタイムで65まで定年延長になっているというんだけど、フルタイムで例えば管理職みたいな形で65まで働くといことは不可能といことでいいのかな。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） フルタイムで65まで働けるのは、令和13年4月からになります。令和5年4月から、来年度の4月からは段階的に61歳になりまして、2年ごとに1歳ずつ定年が延長といことになります。

○10番（三村孝信君） じゃ、これは経過措置ということね。

○総務課長（増井栄一君） はい。

○10番（三村孝信君） それまでのね。じゃ、令和13年になれば、65歳まで例えば課長をやって、65まで課長をやるという職員も出てくるということでもいいのかな。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） これが国の制度に合わせて町が定年延長ということで今回条例を改正するんでございますが、60になると一旦役職がやはり役職定年ということで、降格等の規定もこの中にございます。管理職は60まで、それ以降は管理職以外の職に降任等になりますので、定年延長した年数までは別の役職で、給与も現額の基本7割ということで職員を続けるというようなことになります。

以上です。

○10番（三村孝信君） はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第63号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第63号をご覧いただきたいと存じます。

議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律が施行されること等に伴い、関係する町条例を整備するものでございます。

主な改正点は、再任用に関する条例の廃止に伴い、各条例における法律の引用条項等を変更するものでございます。

以上、議案第63号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第63号説明資料1ページから22ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第63号に対するご質問を受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第64号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第64号をご覧いただきたいと存じます。

議案第64号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。消防組織法第37条の規定に基づく消防庁長官からの助言

及び指導により消防団員の処分を改善するため、町条例の一部改正を行うものです。

主な改正点ですが、国の報酬基準に準じ、団員の報酬等を見直すものでございます。

以上、議案第64号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第64号説明資料1ページから5ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第64号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 現行の金額が改正によって全体的に金額のアップが見込まれています。国の基準報酬に準じてとありますけれども、町は国の基準は知っていたんでしょうか。何でこれほどの差が生じていたのか、説明を求めます。

今回、国の基準が改めて出たからというようなことであればいいんですけども、以前から国の基準は知っていたのかどうかをお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ご質問にお答えさせていただきます。

国の基準ということで、消防庁長官からの通知が令和3年4月に発出されまして、団員報酬の見直しを速やかに行うことということで基準を示されました。その時点で町がこの基準を把握していたということになります。

これほどの差が生じていたのはどうしてかというようなことなんですが、団員離れを防ぐために国が検討会を設置しまして、消防団員の処遇改善ということで報酬の見直しを行いました。町については、団員報酬年額2万2,000円ということだったんですが、提示額が今回基準3万6,500円ということで開きがございました。町については、この通知を受けまして速やかに処遇改善を進めたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これまでも、消防団の団長さんとか、副団長さんとか、賃金の支給の、給料の支給のアップのほうはありました。しかし、副分団長とか部長とか下のほうの人たちは、なかなかお給料が上がっていなかったと思うんですね。そこまで見直しをしなかったのかどうか。

今、国から言われて初めてこういう見直しをするというのは、本当に消防団員の働きに対して、もっともっと注意してやってほしいなと思っています。ということですけども、これほどの差が生じたのは何なんだろうかということだけ、ちょっともう一度お聞きいたしますが、お答えできますか。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 実質と国が定めた基準に大きな隔たりがあったというのが正直なところでございます。令和3年4月にこの通知を受けまして、県内市町村でも取り組



んでいるところがございますが、今年の4月時点では18市町村がこの基準を満たしております。町では1年遅れになってしまいました。この基準額に合わせるため、条例改正と令和5年度の当初予算で予算計上を見込みたいと考えているところがございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） こういうのがもし分かったときには速やかに訂正というか、修正してやってあげたほうがいいんじゃないかなと思います。もう少し速やかに対処をお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ありがとうございます。団員処遇の改善、日頃の活動に報いるためにも、心して対応を図りたいと考えます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいま報酬を若干上げるということなんですけれども、この報酬を見ますと、出動手当などは前2,000円だったのかな。災害活動ということで、1回当たり2,000円が現状でした。今回その4倍の8,000円ということになっているんですけれども、これは近隣町村と比較するとどうなんでしょうか。これが妥当な金額なのかなと。当然、近隣市町村見ているでしょうけれども、金額的にはどうなんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ただいまのご質問でございますが、基準報酬と合わせて、この活動につきましても、出動報酬ということで検討会で審議されたものを国・県を通じて町に示されたものがございます。この根拠となるものについては、予備自衛官等の出動報酬に準じたものというようなことで、それに合わせたということで伺っております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 検討会というのは国の検討会ですね。そうしますと、これは急に決まったことではなくて、もう既に近隣町村では大分前から多分金額的にはもうちょっと上だったのかなと、2,000円以上だったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この財源なんですけれども、財源というのは交付税かなんかから来るんですか、全て。それとも、町の持ち出しがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 財源につきましては、交付税の単価というようなことで示されているものがございます。

○6番（加藤木 直君） 全額。

○総務課長（増井栄一君） はい。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、この交付税の申請時に町では単価としては多分上げていないと思うんですよね。ただ、消防団があれば出動手当1回当たり幾らということで、多分平均的な部分で交付税として来ているんだとは思いますが、そうしますと、交付税では来ていたけれども、それは払っていなかったということなのかな。どうなんでしょう。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 令和4年度についての1年についてはそうなるかと考えます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。そうしますと、その前の年はあくまでも国からは2,000円の単価で来ていたということによろしいですね。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 令和3年度の4月にこの単価が示されたものですから、それ以前の単価については、交付税単価のほう確認させていただいてからの答弁になりますので、ご了解いただきたいと存じます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。急に4倍になるというのは実際あるのかなというふうに思っているのですが、実際にその前の国から来ている単価は幾らだったのかなというのがちょっと知りたかったんですけれども、もし分かったら教えてください、後で。以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 今の加藤木議員と同じようなことなんですけど、これは確かに金額が4倍になっているんですけども、単位が変わっているじゃないですか。単位が古いほうは1回になっていて、新しいほうは1日になっているんですけども、これ、どういう違いがあるのか、教えていただきたいですね。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 例えば2日間にわたるような出動になった場合でも1回と換算していたのが従前なんですけど、新しい改正後は日をまたいだ場合に2日というようなことで単位が変わりました。また、1日でも短い時間の訓練出動等、あるいは警戒出動等もございますので、同じ単位での支出というよりは、単位を決めまして、4時間未満の場合は2,000円というようなことで改正を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○10番（三村孝信君） いや、分からなかった。

1回で2,000円でしょう。災害活動だけに限って説明してもらいたいんですが、災害活動の場合、1回につき古いほうは2,000円ですよ。災害活動、新しいほうは1日になっているでしょう。それで8,000円になっているんですよ。だから、その金額が4倍になっているという、確かにそれはすごく増えてはいるんだけど、単位が変わっているんだから、そこのところをすっきり説明してもらえないかなという話なんですよ。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） これまでは同じ災害で、1回につき2,000円というようなことでお支払いをしていたところですけども、今回は単位を日単位に変えまして、同じ出動で例えば2回1日出たというような事態があったとしても、同じ日であれば1日として扱って、単価を8,000円というようなことで支払うというようなことでございますが、なかなかご理解は、説明が下手で申し訳ございません。

○10番（三村孝信君） いや、説明が下手というか。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 例えば、じゃ1回につき2,000円というのは、これどういうふうに考えたらいいのかというと、1日のうちに、例えば午前中、出動命令が出て、1回解散になって、午後からまた被害が甚大になったんで出ましたという場合は、これ2回と数えていたのかな、今まで。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） はい、おっしゃるとおり、一度撤収して、また出動というようなことになれば2回というようなことになっておりました。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） そうすると、今度の1日というのは、例えば同じ日に何回招集かけてやっても8,000円は保障しますということなのかな。理解していいの。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） すみません、もう一度。ただいま三村議員さんが言われた件と同じなんですけれども、例えば1日ということになると、よく火災などは夜起きますよね。夜起きた場合に日をまたぐことってよくあるじゃないですか、12時を。そうすると、これは1日じゃなくて2日になっちゃうんですか、そういう場合は。それとも、あくまでも1日24時間以内のものは1日とするのか、どうなんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 日をまたぐ出動については、業務の負荷や活動の時間等勘案して市町村で具体的な取扱いを定められるというような、広い通達の意味合いでございま

した。町としましては、日をまたぐような場合は2日と考えることで進めたいとは考えておるところでございます。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第65号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 議案第65号をご覧いただきたいと存じます。

議案第65号 城里町那珂川のほとり教育支援基金条例の制定についてであります。経済的に困窮している家庭の児童及び生徒への教育支援を目的とした寄附金の運用を図るため、町条例を制定するものでございます。

以上、議案第65号についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） 暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

---

午前10時46分開議

○議長（阿久津則男君） 会議を再開いたします。

これより議案第65号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは新たに教育支援基金条例の制定ということなんですけれども、これは基金運用に図るといふ、寄附の基金運用なんですけれども、これは全て基金運用にされてしまうんでしょうか、それとも具体的に今何か計画はありますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、匿名の寄附者との調整中ではございますが、令和5年第1回定例会では報告させていただく予定であります。今支援金に関して寄附者との調整中ではございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは教育支援、それから生活困窮家庭児童及び生徒への教育支援を目的としたということ限定されているようですけれども、この町はまだたくさん経済困窮している方がいるんだと思うんです。そういう方に極力使っていただけるような支援策を考えていただきたいなと思っております。特に教育支援を目的としたという

ことですので、力を入れていただければいいのかなと思っておりますので、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 要望ですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（阿久津則男君） 答弁は。

○8番（藤咲芙美子君） いいです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 2点ほどお尋ねしたいんですが、この名称の由来というの、この基金の名称の、それはどういったことかというのと、あと、これ教育支援基金なんで、基金の運用益によって困窮家庭や児童を助けるということなんだけれども、日本の場合、低金利で非常に厳しい状況にあるじゃないですか。そういう中で運用というのはどのように考えるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。

名称なんですけれども、こちらにつきましては匿名の希望の寄附者の要望により、こちらの名称を採用させていただいております。

また支援金なんですけれども、こちらにつきましては、要保護、準要保護世帯に支給するというところで調整中でございます。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） これは基金になる寄附の金額というのは、今年度の補正に出ているの。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） はい。

○10番（三村孝信君） あれ、幾らでしたっけ、2,000万円ですか。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） はい、2,000万円です。

○10番（三村孝信君） はい、分かりました。

基本的に、番場まつさんの基金もあったように、基金そのものは取崩しをしないで、基金の運用益でもって困窮家庭を助けるというようなのが基金なんだと思うんだけど、この第5条のところ「町長は」というのがあるんだけど、ここのところをちょっと説明してもらっていいですか。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） こちらにつきましては、基金条例等につきましては全て明文化されております。繰越運用につきましては、より運用がよいものに運用していただいて、利子等がよろしいものに活用させていただいてということで認識はしております。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

- 10番（三村孝信君） 今の説明、しゃべった本人、分かっているんですか。
- 議長（阿久津則男君） 第5条の説明ですよ。
- 10番（三村孝信君） 第5条の説明を、ちょっと第5条を見たときに、町長は云々というのが非常に分かりづらい。分かりづらいというか、私たちちょっと理解しづらいので、そここのところを説明してくださいということなんですよ。
- これ、つくった人が分からないんじゃないですか。
- 議長（阿久津則男君） 町長、説明できますか。
- 10番（三村孝信君） いや、町長、ちょっと待ってよ。これ、担当が分からないでつくったようなのを町長が説明するというのは、それは納得できないでしょうよ。教育委員会で答弁してほしい。
- 議長（阿久津則男君） 財務課長。
- 10番（三村孝信君） 財務課長。これ、財務課なの。
- 町長（上遠野 修君） 全ての基金に共通する条項なんで、財務課のほうから説明します。
- 財務課長（雨宮忠芳君） これ、繰替運用というのは、財源がないときにそれを使って利率を決めて戻入れをするというような意味合いですので、町長がそのため……
- 10番（三村孝信君） その説明がよく分からないんだよ。
- 財務課長（雨宮忠芳君） その基金を、元金を先に財源がないときに使って、それを繰戻しすると、一般会計から戻入れ、利率を決めておいて利率分を含めて戻入れするという形になります。
- 議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。
- 10番（三村孝信君） 例えば利益を生まない場合、基金を取り崩して払っておいて、その払っておいた部分を一般会計から戻して補填するというようなことで理解していいのかな。
- 財務課長（雨宮忠芳君） はい、そういうことです。
- 10番（三村孝信君） じゃ、そういうふうに言ってくれば分かるじゃない。やっぱり基金条例をつくってやるのであれば、そういった点をきちっとやはり議会とか説明してほしいというのは希望だよね。我々もそれは理解するようには努めますけれども。
- それで、この基金運用をするんだけど、何かその運用益を生むような、普通に預けていたって運用益なんか出てくるわけないんで、そういったのは何か考えているのか、お尋ねします。
- 議長（阿久津則男君） 財務課長。
- 財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。
- 今現在の基金の運用は、全て会計に預けている、銀行に預ける程度のものしかしていませんので、検討はしていかなくちゃいけないとは、今の利率の低い状況では検討していかな

きやいけないと思います。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） いや、もうだから、番場まつさんのときもそうだけれども、結局預かってほとんどゼロ金利の状態ですとあのまま置いておいたでしょう。あれは1,000万円だと思ったけれども、基金を運用していくという姿勢があれば、やっぱり利益を生むという努力をしなければいけないと思うんですよ。ですから、今回この那珂川のほとり教育支援基金が篤志家のそういう善意でできるわけですから、ぜひ執行部にもそういった運用を努力してもらいたいなと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第66号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 議案第66号 損害賠償額の決定についてご説明いたします。

こちらにつきましては、令和4年9月28日に水戸地方裁判所に提訴された固定資産税過誤納金の還付に係る損害賠償請求事件の請求を認諾し、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

請求の認諾ですが、こちらにつきましては民事訴訟の中で被告である、今回町でございしますが、被告が原告の請求が正しいことを認めて、これによって裁判を終わらせるものでございます。

相手方につきましては、茨城県東茨城郡城里町大字下古内776番地、株式会社サザンヤードカントリークラブ、代表取締役南学正幸様でございます。

賠償金の額につきましては、746万5,021円の損害元本及び平成15年度から平成22年度までの損害元本に対し各年度起算日から年5%の割合による遅延損害金でございます。

事案の概要につきましては、本件は、上記相手方が令和4年9月28日に水戸地方裁判所へ提訴したクラブハウスの固定資産税に係る賦課決定の誤りに対する損害賠償請求事件で、当町は賦課決定の誤りを認知したため和解を求めたが、不成立となったため相手方の請求を認諾することとしたということでございます。

こちらで、概要のところの1行目、裁判所のところに黄色のマーカーがついてございますが、こちらは文字の訂正があったものでございます。失礼いたしました。

参考資料としまして、3部ほど提出させていただいております。

まず、補足説明としまして、1番から2番、事案の概要と経緯がございしますが、事案の概要につきましては省略させていただきまして、経緯のほうから説明させていただきます。

平成4年1月、課税台帳への入力を誤ってございます。令和元年9月13日、評価計算書

等の開示請求がサザンヤード側からございました。令和2年4月3日、固定資産税価格の修正等を求める申入書を受け付けてございます。令和2年8月7日、地方税法に基づく5年分を還付してございます。合計額につきましては290万9,600円でございます。明細につきましては次のページにございますが、次のページの①、一番上の上段になります。地方税分、括弧書きが書いてあるものでございまして、支払日としまして令和2年8月7日という記載がございます。明細についてはこちらの内容になってございます。

ちょっと戻っていただきまして、続きまして令和4年2月3日、町要綱に基づく5年分を還付してございます。合計額が416万1,400円でございます。明細につきましては、先ほどの資料の2番目、②の還付金明細（町要綱分）でございます。令和4年2月3日に返還してございます。

戻っていただきまして、同年9月28日、水戸地方裁判所にサザンヤード側から提訴がございました。提訴内容の概要を記載してございます。朗読させていただきます。

被告の町長は、平成15年度から平成22年度の固定資産税課税台帳登録価格を誤って過大に決定した。このことから、原告の株式会社サザンヤードカントリークラブは被告に対し下記各支払いを求める。固定資産税の過納金相当額678万6,386円、過納金相当額の10%に当たる弁護士費用67万8,635円、上記過納金、弁護士費用に対し年5分の遅延損害金575万3,708円でございます。

明細につきましては、先ほどの別紙資料をご覧いただきたいと思っております。③番の損害賠償金明細、議案第66号となっているものが明細でございます。内容につきましては、ちょっと見づらい表になってございますが、年度の次の過納付金と弁護士費用を合計したものと、一番右側の遅延損害金を足したものが、一番下段になります合計金額1,321万8,729円でございます。

経緯の続きを申し上げます。同年、令和4年11月10日、第1回口頭弁論期日がございました。水戸地方裁判所でございます。11月18日、和解交渉を持ちかけましたが、不成立となっております。12月20日、第2回口頭弁論期日でございます。この結果、和解の交渉が不成立になったことによりまして、相手方の請求を認諾する手続を進めるということで、今回議案としまして上程してございます。議案の議決をいただきました後に、相手方の請求の認諾を行う予定でございます。

続きまして、最後の添付資料になりますが、還付期間についての説明資料でございます。構成としましては、地方税法による還付の部分が、失礼しました、上段から申し上げますと、平成4年から平成14年度に関しましては時効消滅としまして11年分となっております。合計額はお示ししている金額でございます。その下になりますが、平成22年度から平成15年度までの間のものがございますが、今回の議案となっております賠償請求のものでございます。その下段になりますが、平成27年から平成23年までのもの、こちらについては町要綱による還付した返還金でございます。その下になりますが、当初還付しました地方税



法による還付でございまして、令和2年から平成28年のものでございます。

なお、令和3年度につきましては、コロナ特例によりまして課税はございませんでしたので、ここは含まれてございません。令和4年度につきましては税額更正をしておりますので、こちらも該当がないということで、ここは抜いてございます。このため18年分の請求となっております。

以上、議案第66号についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第66号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 前からお話のありました、サザンヤードとの、多く課税されていましてよということなんだけれども、これは令和元年9月にその内容を開示してくださいと言われたときに、そこから始まったと思うんだけれども、一番初めに当町が、ああ、間違っていますねということを知ったのはいつですか。

それと、和解交渉を11月にしたということなんだけれども、不成立になったと。こちらからの和解の内容等についても教えていただきたいと思います。この2点です。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

誤りを認知いたしましたのは、当初、相手方から開示請求があった令和元年のときと存じ上げております。

和解交渉の内容につきましては、和解というのはお互い譲歩して行うものなので、内容については、申し訳ございません、顧問弁護士のほうにお願いしておりまして、内容は承知してございません。

○議長（阿久津則男君） もう一つなかったっけ。2つだけですか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） この和解交渉の内容、分からないんですか。どのような内容で和解するというの、こちら側と当方の弁護士さんと相談して出すものじゃないんですか。普通はそうなんじゃないかなと、勝手には出さないでしょうから。それ、把握していないということはないと思うんだけれども、分かっている方いたらお答えください。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、ご質問に回答させていただきます。

顧問弁護士のほうで和解へ向けて話し合いをしましょうということで和解交渉の開始を申し入れたところ、そもそも和解交渉に入ること自体拒否と。相手側の弁護士さんは、全国でゴルフ場の委任を受けて同様の訴訟を起こしていらっしゃるようで、最高裁の判決までご自身で取られているような方ですので、絶対勝てるという確信があるようで、一切の和解交渉に入る意思がないということで、とにかく訴訟でこの金額払えということで交渉の

余地がなく、また訴訟をしても、その判決等を分析したところ、勝てる見込みがないということで、これはもう認諾ということで相手方の計算したその請求額が正しいと認めるのが一番よいという判断で、今回このような手続を取らせていただいております。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 私が伺いたいのは和解交渉の内容です。ですから、それを向こうは受けないというのは、受けないというよりも、受ける前に必ずこういう和解の案をということをつくってあるんじゃないですか。ですから、それは和解はどのような内容で和解しようということになったのかということを知りたいんです。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 請求内容のうち幾らかでも金額を下げてもらえないかというような交渉をしようとしたんですが、もう最初からもう1円たりともまけられんということだったので、交渉不成立になったということです。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それならば分かります。はい、分かりました。

それと、令和元年9月に開示請求をされて、そのときに当町が認知したと、認めたということなんですけれども、そのときに当然弁護士さん等に相談をされていると思うんですよ。そのときに、実際に今回最終的には20年ということでお返りするわけなんですけれども、弁護士さんは5年でいいとか10年でいいとかって、20年ということは言わなかったんでしょうか。課長どうですか、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

その当時は私は着任してございませんでしたが、当時を知る税務課の職員、または関係資料によりまして、弁護士さんのほうから5年でいいとかいう話はございませんで、税務課のほうとしまして、町長と協議し、その結果5年分という決定になったという記載はございました。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、せっかく弁護士さんをお願いしているにもかかわらず、弁護士さんからは一般的な判例はこういうふうですよというような、そういうお話は全くなかったということでもいいのかな、当町の弁護士さんは、必ず助言というのをいただけたらと思うんですけれども、例えば20年と言っている、通常20年ですよと、判例的にもそうですよねと。相手方の弁護士さんもいろんなところでやっているの、その情報というのはこちらの弁護士さんも当然入っていると思うんですよ。そういった中で、どういった助言をいただいて、それに対して当町がどういう対応をしたのかということをお伺いしたいんですよ。

というのは、そのときにちゃんとした判断をしていけば、遅延金とかそういうものが大

きく発生しなかったんじゃないかなというふうに思うんですよ。ですから、そういった助言があったのかどうか、お伺いします。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

当然ながら、弁護士さんのほうから、こちらからも法令等を示しながらの協議をしていたと思いますので、町で最大限返せる、町の要綱で10年分、10年分返すという話で、こちらにも税務担当としては持ちかけてございますので、その協議の中で5年分、地方税法分に対応するというので最終的には決定したという流れでございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうすると、そのとき弁護士さんからは20年というお話は、判例的なものは示されなかったということですね。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えします。

20年という話は出ていなかったと記憶してございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 20年という話が出たのは、最終的にはあちらから、サザンヤードさんから20年という話が出てきて、向こうは譲らないということで、それで和解交渉もしたけれども駄目だったということなんですけれども、そうすると、20年、これは判例でどこでも20年ですよというようなことをそれまでは一切、こちらの弁護士さんというのは町のほうには助言はされていなかったということだと思いますよ。そうですか。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 佐藤課長より私のほうがずっと関わっているの、ちょっと私のほうから答弁させていただきます。

まず、20年という判例があるというのはいつ聞いたかちょっと定かではありませんが、この1か月、2か月前に聞いたわけじゃなくて、それなりの前の時期から判例で20年があるよというような説明は受けておりました。ただ、それじゃ20年払うべきかどうかという判断については、例えば水戸市は10年しか払っていないんですね。城里町も10年なんですけれども、自治体によって何年還付するかというのが、裁判で訴えられて負けて20年にした自治体もありますし、今も10年でやっているところもあって、様々地方自治体によって違いがあるものですから、これ今まで10年でずっとやってきて、過誤があったときに10年分お返ししますと今までやってきたのに、突然サザンヤードさんだけ急に20年分払いますと言ったら、今まで10年分で我慢してきてくださった方とのバランスをどう考えるかとか、あるいは他市町村と比較して、全ての自治体が20年やっているわけじゃなくて、10年で済ませている自治体もある中で、城里が20年に踏み込んでいいものかというものが、法的判断というより政治的な判断というか、行政的な判断が一部入っていたものですから、いざ

裁判となれば勝てないでしょうねというような、そういう認識はありました。

実際10年分お返しして、今年の2月にですね。その後、何かありがとうございますと言われたとか何とかと言って、何となくその後何もアクションがなかったので、10年分返して、これで収まったのかなと思ってそっとしていたわけなんですけど、今年の9月に訴訟が来て、やっぱり20年分欲しいということで訴訟が来て、和解も試みたんですが、全く和解の意思がないということなので、これはもうやっても勝てないから、もうこうなった以上、20年払うしかない。

また、これに合わせて、今回予算書にも出ていますが、ほかのゴルフクラブで固定資産税返してほしいというふうな要求がございます。それで、返さなかったら訴訟にしますよというような、そういうような手紙も来ております。ですので、もうこれはサザンヤードだけ返すわけにはいかないの、ほかのゴルフ場にも返さざるを得ないということで、今回サザンヤードに返すと同時に、ほかのゴルフクラブにも同様20年分、1,000万円とかそういう大きな金額になりますが、返そうということで、今回の議会でこの議案を可決していただきましたら、要綱を改正しまして、今後申請いただいた分については20年分返すということになっていきますが、サザンヤードの今回の訴訟、和解をきっかけに要綱の改正を行って申請をいただいたら、今後は20年分固定資産税返すという制度に変わっていくと思います。ですので、1,000万円今回出ますが、今後申請が来たら20年返さなきゃいけないんで、それなりに大きな財政負担を生じることになるかと思えます。

当時、30年前に税務課の担当者が10%ぐらい間違っただけで入力しちゃったことから始まっているんですが、間違っただけで入力しちゃったものはもうしょうがないので、申請が来ればこれからほかのゴルフクラブにも返そうということでございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 町長の言われていることは分かるんですけども、ほかでは10年のところもありますよ、20年のところもありますよということなただけですけども、それはそのゴルフ場ゴルフ場、地域地域のゴルフ場と町の関係によってももちろん違うだろうし、そういうところで軽い年数のところだけ見るんじゃなくて、やっぱりある程度その認知したとき、令和元年9月に認知されたときに、当然ほかのゴルフ場もチェックしていると思うんですね。そのときに、ほかのゴルフ場も、あ、ここも違うというのは分かっていると思うんですよ、ほかも。ですから、今後請求が来たら返すじゃなくて、間違っていたら、もし何だったらこちらからというのものもあるしね。

それで、今回のサザンヤードにつきましても、当初4年ですか、5年ですか、返したのは。課長、5年でしたっけ、一番初めね、5年分。

○税務課長（佐藤 宰君） 5年です、はい。

○6番（加藤木 直君） そのときに、私は10年分返していれば、20年はされなかったんじゃないかなと、すんなりそこに。これは分かりませんが。ですから、ほかのゴル

フ場、レイクスでもどこでもほかたくさんありますけれども、一番初めサザンヤードがきっかけで20年となれば、ほかも20年と多分なりますよね。なると思うんですよ、町長、当然。ですから、こういった事件が起きたときの一番初めの対応というのが非常に重要であって、そのときに認めるものはちゃんと認めて、それでお返しするものはお返しする、いただくものはいただくというふうに、そういうふうに地域の中でやっている事業ですので、お互いにやっぱり理解し合いながら事業を行っていく、行政を行っていくというのが一番よろしいと思うので、今後そういったものが起きた場合には、素直に認めるものは認めて、早急にそういった返還手続等をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 了解しました。固定資産税に関わること、私もちょっと認識不足、指導力不足で、解決まで時間がかかってしまいました。もう1件のゴルフクラブについては、向こうから指摘を受ける前にこちらから間違っていましたということをごちから側からゴルフクラブにお知らせして、それで5年分、10年分という話もしたんですが、やっぱり納得してくれなくて、訴訟になりそうで、まだなっていないんですが、訴訟になる前に併せて解決したいということで、今回予算も計上しているところでございます。

ゴルフ場のこの同様のミスについては、この時期の旧常北町で起こったミスで、旧桂村、旧七会村では同じような入力ミスは発見されませんでしたので、このゴルフ場に対して大型の還付を行うのは取りあえずこの2件でまずは止まるのかなというふうに考えております。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 今、加藤木議員さんが質問していたので、大体私も同じような内容なんですけれども、ちょっとじゃ私のほうでまた変えて質問したいと思うんですけれども、やっぱり認諾をしなければならぬ理由というのは本当につらいものだと思うんです。ですので、これは20年分、間違っって請求をしたということに気づいた時点で、何で20年分払わなかったのかなというのがちょっと疑問なんです。そののところがちょっともう一度町長にお伺いいたします。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） お答えいたします。

1つは、町の、私の腹一つでお金を動かせるわけじゃなくて、お金を動かすときには町の要綱とか、そういったものに従って支払い手続を進めていくわけですが、城里町の要綱においては10年分まで返すという要綱しかなかったもので、要綱改正、あるいは議会に説明して議決がなければ20年まで延ばすことができなかつたものですから、取りあえず10年分払っておいたわけですが、ただ、もっと早く議会に相談して、要綱改正とか予算の計上をす

べきだったのではないかというふうに反省しているところでございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 反省は必要なんです、町長。これはちゃんとそれを検証して、何でこういうことが起きたのかなというようなことを検証して、それを土台に次に生かすということが非常にこれは大切なことなんです。だから、この反省というのは非常に有効な、きちんとした行政マンとしてやっていくべき、財政を扱う者については大切なことだと思いますので、これを忘れないでください。そして、きちんと検討して、今後に生かすようなことをお願いしたいと思います。

それで、もう一つ、この裁判に訴えられてしまったということなんですけれども、この裁判に訴えられたことによって、弁護士の費用、利息、遅延金、還付金、加算金などがもろもろ増えてしまったということが大きな金額になったものにつながったんじゃないかなと思うんですね。これは先ほど言ったように、20年分しっかりと払ってればこういうことがなかったんじゃないかなと思うんです。ですので、もし先ほど今10年分の要綱しかなかったので払わなかったというようなことを言われました。そういうことであれば、至急集めて要綱をつくって、すぐにでも20年分の要綱にして、そして払うというようなことをすべきだったのではないかと思います。だって、町で間違っただけですよ。町で間違っただのをやっぱり間違っただけで出したんですから、もらってしまったんですから、それはやるべきなんですよ。そここのところをやっぱり、ちょっと姑息な考え方というか、和解交渉して少しでも安くしてもらえないかというような考えというのが、やっぱり相手方のサザンヤードさんにとってはちょっとカチンと来て、いや、ぜひ20年間払ってもらいますということになったんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。そこら辺の認識、もう一度お聞きいたします。20年間、すぐに払えるようにこれから努力いたしますか。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今回の和解、認諾のほう、議会のほうでお認めいただければ、直ちに要綱を改正して、ほかのゴルフクラブに対しても20年払えるようなルールに改正したいというふうに考えております。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そうなんです。20年というのは結構長い期間なんですけれども、やっぱり20年間、間違っただけでほっておいてしまったというようなことは大きな問題が出たんじゃないかと思えます。当然、相手のサザンヤードさんも、20年間というのは大きな過誤だったということで町に請求を出したということが、やっぱり勝訴できるという思いがあったから裁判に出したんだと思うんですけれども、先ほども言いました、なぜ早いうちに手を打たなかったのかということ、なぜ裁判に起こされるまで放置したのかということが非常に私には疑問でした。でも、町長が少し反省をしているというようなことなので、少し頑張っていただきたいと思うんですけれども、これを一番最初、令和元年に発覚した

ときに、職員さんは町長に対してどういう対応をしていたか、町長、お聞きになっていませんか。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） いろんな話があると思うんで、ちょっと質問の趣旨をもう一回教えていただければと思います。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。この1,300万円という金額は誰のお金なんですか。誰のお金ですか、町長。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 1,300万円の金額を今回還付するわけですが、いただき過ぎてしまった税金をお返しするというところでございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 町長、こういう過誤とか、そういうものも、いろいろこれからも出てくると思うんですけれども、本当になけなしの生活をして税金を払っている住民のことを考えてみてください。そういうことを考えたら、本当に無駄なお金になってしまうんですよ、こういうのは。だから、自分たちの、いろんな面で決定権というのは町長にしかないんで、町長が最大の責任になると思うんですけれども、そのことは町長、認識していますか。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 自ら大きな責任を持っているということで、日々真剣に仕事を取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（阿久津則男君） 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 本当、これは非常に大きな問題になると思うんです。1,300万円というのをやっぱりサザンヤードさんに払わなければならないということになってしまったこと、確かにそれは大変なことだと思うんですけれども、決して忘れてほしくないのは住民の税金であることを頭に入れて対応していただきたいと思うんです。本当に大変な思いして、税金を払っている人たちがいるんです。それを、そこからこういうことにお金使うわけですよ。ですので、私たちは胸が張り裂けるような思いでこの案件を見ています。ですので、しっかりとこれからはそういうことのないように身を引き締めて頑張りたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

加藤木議員。

○6番（加藤木 直君） 先ほど、町長、最後に30年ほど前に旧常北町の役場で起こったものであって、旧桂、七会ではないということをおっしゃいましたが、合併してもう二昔、20年近くたつわけですよ。にもかかわらず、合併する前の町が村がこれはやったこと

であってというような発言については、私も聞いていてちょっといかなものかなというふうに正直言って思いますので、公の場でそういったことは、友達同士で、これ常北町の頃とか、桂村の頃とかと言うんだったらあれだけれども、公の場でそういうことは、私は聞いていてちょっとどうなのかなと。私もたくさん知っている職員もいるので、もしそういった職員のことというふうになると、ちょっと私も胸が締めつけられる思いがあったので、それだけ今後謹んでいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 町長、訂正か何か、いいですか。

○町長（上遠野 修君） しっかりと気をつけたいと思います。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今の質問聞いていて、非常に困惑しているんです。今までの税法上からいくと5年くらいで、要するに町民に過剰集金したやつは5年たてば返さなくてもいいんだなんていう形で私の感じが頭の中に入っているわけなんですけれども、なぜこれだけが20年なのかなと。ましてや、この間も言ったように、下水道課のほうでは調停やりましょうと言っても、絶対支払いません、追加工事払いませんという町長の姿勢なのに、政治生命で賭けて和解というか、そういうので20年が出るんだったら、なぜ最初の弁護士との打合せできちんと答えを出さないのか。そしたら、今まで要するに滞納していた人のお金、5年ぐらい以上過ぎたやつは不納欠損してきているわけですよ。私の記憶でいくと、そういう形でいくと、なぜこれだけが20年なのか、本当に残念でしゃあない。やっぱり弁護士と最初から打合せすればこういう形にはならないと思う。

あと一つは、10年前くらいにサテライトから、こっちで計算して固定資産税を余計に取ったんじゃないかと、向こうのサテライトさんの税理士さんが計算をして、固定資産税を余計に過剰に払ったということで返金要求があって、それを議決した経緯があるんですよ。そのときには何年返したのか。そういう形でいくと、今度の20年の和解金が非常に妥当なのかなという、そこら辺が困惑していることです。サテライトさんに何年分返したんですか、過剰固定資産税で。それ、答えていただきたい。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

何年分返したという、ちょっと手元に資料がございませんので、確かに構造上の誤りで還付したという記憶がございますので、お調べして回答したいと思います。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、ゴルフ場だって町の税務課が行って計算して、固定資産税の評価をしたんじゃないと思うんだよね。向こうからの税理士さんの申請で固定資産税



をいただいたと思うんですよ。だから、そういう形でいくと、和解金が本当にこれが妥当なのかなという感じがするんですよ。クラブハウスの固定資産税、町の税務課の職員が分かるわけないんですよ。向こうで固定資産税の評価は幾らくらいですよと申請して、それを金を納めてもらって、それを預かるだけの業務だと思うんですよ。町が一点一点調べて固定資産税幾らだという計算はしていないと思うんですよ。それなのに、なぜ20年の和解なのか、そこら辺ちょっと説明してください。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問のとおり、地方税法ではまず5年だけ、5年たったら不納欠損だし、間違っって課税しちゃった場合も5年分だけ返せばよくてというふうに地方税法には書いてあります。ですから、地方税法によれば5年だけ還付すればよいという解釈はまず第一としてあります。しかし、民法のほうでは時効が20年なんですね。民法の不法行為による損害を受けた場合は20年というほかの法律の規定があって、地方税法は5年でもいいと言っているんですけども、民法は20年と言っているんですね。じゃ、5年が正しいのか、20年が正しいのかというのは議論があって、城里町もそうですし、多くの自治体では町独自に要綱をつくって、じゃ10年分まで返しませうということ運用してきたという経緯があるわけですね。これまで、もういろんな人に対して固定資産税間違っって計算しちゃって、もらい過ぎちゃったということでクレームがあったときに、町は10年分返してきたというこれまでの経緯があるわけです。そういうことなので、できれば10年分返して、返したのでそこで納得して、それ以上要求しないでほしいというのが基本的に町の立場だったんですが、法律の世界ではやっぱり今回相手方に立った弁護士さんとか、法律の世界で本当最高裁まで争えば、民法上、国家賠償責任法と民法の規定を根拠にして地方税法以上の還付をさせるという判決を勝ち取ってきた弁護士もいて、そういう弁護士の方がゴルフ場と組んで全国で同じような請求ないし訴訟が行われておりまして、城里町でもゴルフ場からその情報を取って、誤りがあれば還付の請求をするというような、そういったことが行われているわけですが、城里町でもその誤りが発見されて、我々も気づいていなかったんですが、誤りが発見されて、何とか納得してほしかったんですが、訴訟にまで至りましたので、これはもうやっても勝てないということで、ルール自体を変更するという判断をするに至ったと。

もちろん、まだ水戸地裁で訴えられただけなので、このまま裁判を継続するという道もないわけではないんですが、判例等を分析して、相手側の弁護士とこれから何年間も裁判をやっても恐らく同じような判決が出てしまうであろうというふうに分析しまして、今回認諾し、誰かに1人払った以上、全体のルールも変えなきゃいけないだろうというふうな決断をしたわけでございます。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 町長、町長の姿勢からいくと、政治の町長の姿勢からいくと、

工事の追加金は払わない、全て払わないという主義なのに、なぜこれだけが20年間の和解金で、最高裁で闘ったらいいんじゃないですか、堂々と、判例が出るまで。あなたが何で20年という答えを出して和解しましょうなんていう答えを出すというのが、私はあなたの政治生命からいくと不自然でならない。

以上、それだけ。

○議長（阿久津則男君） 町長。

○町長（上遠野 修君） 両案件とも性質を一応分析して、今回の案件については、弁護士さんが相手方の弁護士のこれまでの活動、出てきた判決、今回の城里町側のミスというのがもう完全にこちら側の入力ミスで、もう相手側には全然落ち度が全くないといった状況を勘案して、やっても勝てないですよというアドバイスを受けたものですから、今回こういうような決断に至ったと。

もう1件の下水道の件については、相手側にも落ち度があって、相手側の意見を全部聞く必要がないという判断があったものですから、ある程度争って仲裁の判断をいただいて和解に至ったということで、ちょっと両案件、性質が違うものですから、今回の固定資産税の過誤については、完全に役場側で入力ミスをして間違っただけで計算しちゃったということで、相手側に何の落ち度もないので、このような判断に至ったということでございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

4番 飯村 栄君。

○4番（飯村 栄君） 固定資産税の評価の過ちというのはよく分かりましたけれども、今後こういう事態が起きないように、町としてどういうふうな対応を取っていただけるのか、質問いたします。

○議長（阿久津則男君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

税務課としましても、今回の誤りを受けまして、過去の案件についてもできる範囲で調査しまして、同様の案件、調査しまして確認したいと思っております。日々の業務の上でも、職員間でダブルチェック、トリプルチェックするなど、誤りがないように気をつけていきたいと、こちらも考えてございます。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○4番（飯村 栄君） ありがとうございます、はい。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第67号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） 議案第67号 和解金の額の決定についてをご覧願います。

議案第67号 和解金の額の決定についてであります。中央建設工事紛争審査会による和解勧告につきまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

相手方は、東京都中央区日本橋室町2-3-1、株式会社フソウ、代表取締役角 尚宣様、和解金の額は金1,200万円、事案の概要といたしましては、株式会社フソウが中央建設工事紛争審査会へかつら水処理センターの水害復旧工事に係る追加工事代金請求に関する仲裁申請を行ったことにより、中央建設工事紛争審査会から和解金による和解の提案があったものです。

ここで補足説明をさせていただきます。

議案第67号補足説明資料をご覧ください。

10月の第3回定例会でもご説明させていただきましたが、おおむね同様の内容となります。和解金の額の決定についてであります。1、事案の概要ですけれども、令和元年10月13日に台風19号の影響によりかつら水処理センターが浸水しました。令和2年2月10日に水害復旧工事請負契約の仮契約を締結しまして、同年3月13日に議会の同意を得まして本契約を締結いたしました。受注者は株式会社フソウ茨城営業所、請負金額は1億7,820万円です。同年11月8日に竣工いたしました。令和3年3月23日に株式会社フソウは水害復旧工事の追加工事費用として、町に対し1,638万円を求める仲裁申請を中央建設工事紛争審査会へ提出いたしました。

2、町の考え方ですけれども、町としましては、1つとして、追加工事に対する株式会社フソウからの具体的な金額の提示が事前になかったこと、2つ目として、町として有償工事であるということの認識がなかったこと、最後に、契約書に規定されている手続による変更契約がなされないことなどの理由から、費用の変更はないものと判断いたしました。

3、中央建設工事紛争審査会における審理状況ですけれども、審査会では当事者双方の主張の聞き取りと要点の確認が行われました。第1回審理が令和3年7月13日に行われ、その後、令和4年9月27日までの間に5回開催をされております。町は当初、契約変更に至らなかった経緯を説明し、代金を支払うことは難しいとの主張をいたしました。審査会からは、追加工事が完成し町に一定の利得が生じていることから、民法上の不当利得返還請求の考え方に基づきまして、利益を除いた利得相当分の代金は返還すべきものであるとの説明がありました。その後、不当利得の範囲と工事内容が争点となり、町としては汚泥処分費等に係る問題点について主張してきました。

4、中央建設工事紛争審査会における和解案の提案ですが、第5回審理において町及び株式会社フソウに対し審査会和解案が示されました。審査会の提案理由としては、民法上の不当利得の考え方に従い、利益を除いた利得相当分は返還すべきものとし、また紛争に至った手続上の経緯と工事内容の争点を総合的に考慮した上で、その和解金として町へ1,200万円の支払いが提案されたものでございます。なお、株式会社フソウはこの和解案

を受諾する意向であることから、町としても和解案を受け入れ、紛争の早期解決を図るため議会にお諮りするものでございます。

次のページ、2ページが審査会からの和解案の具体的な内容でございます。

5、和解条項案です。審査会より和解に向けて、次の6項目の和解条項の提示がございました。

(1) 被申請人、こちら城里町は、申請人、こちらが株式会社フソウに対して、和解金として1,200万円の支払い義務があることを認める。

(2) 以下につきましては、手続上の期限や条件等を付したものでございます。

(2) 被申請人は、前項の金員を令和5年1月31日限り、申請人の指定する口座宛て送金して支払う。振込手数料は被申請人の負担とする。

(3) 被申請人が前項の期限までに第1項の金員の全部または一部を支払わなかったときは、被申請人は申請人に対し未払金額について、令和5年2月1日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金を付加して支払う。

(4) 申請人はその余の請求を放棄する。

(5) 当事者双方は、本和解条項に定めるほか、本件仲裁事件に係る紛争（当事者間の令和2年3月13日付工事請負契約に関して申請人が施工した追加工事の工事代金に関するもの）については、ほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(6) 本件仲裁手続に関する費用は各自の負担とする。

以上、議案第67号について補足の説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第67号に対するご質問をお受けいたします。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 前に説明を受けたのかもしれないんですが、株式会社フソウが行った追加工事というのはどういったことだったのか、それ、お答えください。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） では、ご質問にお答えいたします。

工事当初、当初復旧工事の作業を進める中で、当時の当初の設計の工事内容を完遂させるために追加で行うべき作業が出てきたことから、そのような工事が行われました。具体的内容のおおまかなものとしましては、電気設備工事としましてはフロートスイッチの交換、機械設備工事に関しては主に管理棟地下水槽の清掃、あるいは、また建築電気設備工事に関しては外灯、誘導灯などの交換などを行っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） そうすると、そういったことというのは、普通だったら、フソウが請け負った金額1億7,820万円の中に含まれて当然なんじゃないの。

○議長（阿久津則男君） 下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） ご質問にお答えいたします。

水害復旧工事ということで、災害の工事ですけれども、この災害、浸水しておりまして、当初から見込めない部分というものがございまして、本体の復旧工事を進める中で、追加でそのようなものが必要となったというのが分かったということでございます。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 当然、災害復旧とかそういった場合には、そういった追加の工事が出るということは往々にしてあることは理解します。ただ、これ1,638万円の請求をしてくる。これについて、担当課にフソウのほうから全く金額の提示がもう何もなかったと。町のほうは、当然その1,638万円はこの請負金額の中に含まれているんだというふうにこの町の考え方という文章では読めるんだけれども、町の担当課というのは、そういった工事が、こういったことがありますよというのが分かっているならば、それは追加の工事でどれくらいかかっているのかなということは、担当課としたら意識するんじゃないの。

だって、これだと、この文から見ると、何か知らないうちにその工事をして、業者はね。それで1,638万円分、これ工事したから追加でくださいと、そう言われて初めて、え、そんなになっているんですかと、そういうふうには取れなくもないんだよね、これ。その辺どういうふうには工事を認識。町長でいいやね。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 当時、今は再任用職員で皆川さんが下水道課長だったものですから、当時の経緯、所課長より私のほうが詳しいものですから、私のほうから回答させていただきます。

追加工事のうち半分以上、直工費と付加される管理費等含めて1,000万円以上は汚泥の清掃及び処分工事がその追加工事のうちのほとんどを占めていました。当初設計にはその汚泥の処分費が入っていなかったということで主張がなされておりました。その汚泥処分費について、実際に汚泥処分の工事は9月ぐらいに実施されているんですが、その9月の前の8月に当時の担当課とフソウの間で工事変更の指示書が出されていまして、工事変更の指示書によると、そこに金額がはっきり書いていない監督員からの指示書が出ていて、この汚泥処分については必要だから変更を認めると、だからやってくれというふうに指示書が当時の担当から出ているんですね。ただ、金額が書いていないんですね。業者としては、これは役場の監督員から指示されたんだから、当然お金はもらえるものだし、正式ではないにしても、ちょっとそこら辺は争いがあったんですが、これぐらいかかるよと担当者には言っていたとか、言っていない、聞いていないとかと、ここは多少言った、言わないの問題が生じているんですが、業者側は担当者に説明していたんだと言い、担当課としては正式なものはないと。実際、印鑑を押した指示書には金額が入っていないんですね。ということなんです、まず。じゃ、工事請負契約ではどうなっているかというのと、こ

れ1億7,000万円の工事ですから、議会承認工事です。議会承認工事において、金額の変更を伴う工事を実施する場合は、まず仮契約書を互いに交わして議会に工事変更を結んでよいかという議案を上程して、議会の議決を経て変更契約を結ばなければ工事ができないことになっているんですね。これは契約書上そうなっているので、もちろんフソウさんもプロですから、自分でその契約書を押しているわけだから、金額の変更を伴う設計変更を行う場合は、議会に出さないとそんな工事はできないということは彼らも知っていたはずなんですよね。だけれども、それを知っていてやったんだから、これはよく工事で設計変更でプラスの変更とマイナスの変更が両方出てきて、最終的な金額変更なしということで工事を終えることが多いわけなんですけど、そういうことでやってくれているんだらうというのがこちら側の見立て。向こう側としては、これ担当者さんが認めたんだから、当然追加でもらえるべきだらうというのが向こう側の主張で、お互いに落ち度があったと思うんですよね。

町側としては、変更の指示書を出しているけれども、金額について増額を認めないとか、そういうはっきりしたことを書かないで変更を認めると言って工事をやらせているわけですね。一方で、工事をやる側からすると、工事を着手する前にこれ幾らかかりますよと言って、ちゃんと契約結んでから工事やらなきゃいけないのに、契約結ばないで工事をやっちゃってしまっていると。結局、竣工して引き渡された後に、その汚泥の工事などについて1,600万円かかったんだからくださいよとフソウ側が言ってきて、我々としては、いや、だって、着手前に変更契約をしていないのに払えないじゃないですかと言って争いになったというのが今回の経緯なんです。

結局そうやって5回にわたる争いをやって、不当利得何とかというその議論が中央審査会から出されたわけですが、第三者が判断して、城里町さん、確かに契約変更はなかったけれども、1億7,800万円以上の仕事をフソウさんに実際やってもらっているわけだから、やってもらった分ぐらいは払って和解しましょうよというような話になったということで、フソウさんとしては1,680万円ぐらいの仕事をしたんだという主張だったんですが、我々も不当利得返還請求の交渉の中で、この1,600万円というのは過大請求であると、この項目は割高じゃないかというふうに具体的に見積りを切っていく主張をしまして、438万円分については確かに過大請求であるということで審査員が認めて、最終的に妥当な金額は1,200万円ぐら이가当初払っているお金以上に行われた追加変更分であるということで和解案が上程されたため、議会に上程するところでございます。

本件につきましては、特に議会承認案件の工事について、1円でも変更がある場合は議会の承認を得ないと1円の変更すらできないということを各職員に強く認識して、安易な変更の指示書を出さないこと、あるいは変更の指示を出すときには、必ず金額を確定して仮契約を結び、議会の承認を経てからじゃないと変更分について着工させないこと、そういった業務手順を今後徹底していきたいというふうに思っております。

私もしっかりと議会承認に係る大型工事があったときには、要所要所で変更が生じていないかチェックをしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君）　ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は三村議員の質問から入ります。

午後12時05分休憩

---

午後12時59分開議

○議長（阿久津則男君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三村議員の質問から入ります。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君）　午前中に引き続き質問をします。

町長に答弁をお願いしたいと思うんですが、休憩時間にもいろいろお話を聞いたんですが、やはり請負契約においてなぜ議決を必要とするかということは、入札も含め、きちっとした金額、適正な金額で工事を請け負い、そしてきちっとした施工をすると。それを我々は見届ける責務もあるわけですよ。執行部にとっては、担当課はもちろん、町長にとっても税金を扱う担当者として責任を負うわけです。そういった観点からしましても、今回のような追加工事ですか、議決を経ない追加工事があったということなんですが、これは反省をして、今後こういったことがないように努めてもらいたいと思います。

今回はそういったことで、行政側にも瑕疵があったというようなことですので、和解ということは認めたいと思うんですが、こういったことがないように町長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（阿久津則男君）　町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君）　ご質問ありがとうございます。

本当に議会承認工事については巨額の工事費が動くことから、1円の変更であっても議会の承認が必要だというルールがございます。そういったルールについては、きちんと守らなければならないというふうに思っております。

本件の工事につきましては議会の承認なく行われた工事であったため、当町としては払えないという立場で、今回訴訟といいますか、仲裁に至ったわけですが、城里町が実際に受け取った利益、今回の具体的に言いますと、例えば汚泥処分工事に関して、実際に設計書に入っていないのにやってもらって費用が発生しているわけですから、利益を除いた適正な相当額については払うべきという和解案をいただいたわけでございます。今回の和解については、そういったことで受け入れたいというところですが、そもそもこういうことにならないように、今回の案件につきましても汚泥処分等の工事をやる前に、担当課が仮契約を結んで議会に承認案件として上程して、そして可決をしてから汚泥処分工事にかか

れば何ら問題のないものだったし、それはその工事自体は水処理センターを動かすために客観的に見てもやらなきゃいけない工事だったので、その工事自体は決して無駄な工事ではなく、施工の品質としてもきちんとした仕事になされたわけですが、手続が不備であったということを深く反省しまして、今後、議会承認工事につきましては、工期の途中途中で担当課とよく打合せをして、変更が発生するような状況が生じていないか、途中途中でしっかりと進捗確認を行ってまいりたいと思っております。今後気をつけたいと思います。ありがとうございます。

○10番（三村孝信君） はい、了解しました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この件も三村議員さんのほうから質問あって、町長が反省すると言われたので、あえて質問することではないとは思いますが、一つお伺いいたします。

町長にお伺いいたします。町長は、自分のところにこの追加工事をしたのが伝わっていないからということで支払わないとおっしゃっていたようでしたけれども、勝手にやった工事だと、そういうようなことになったんじゃないかと思うんですけれども、この件に関してほっておくつもりだったんですか。そのままにしておくつもりだったんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の件につきましては、最初仲裁のこの裁判というか、ADRというんですけれども、建設中央紛争審査会に入るとき、私の考えとしては、これは契約なき工事なんだから、1円たりとも払う必要はないというような気持ちで最初この仲裁に入りました。それは実際さっき言ったように、仮契約の締結、議会の承認、本契約への移行、工事の着手という手順が踏まれていないので、これは支払う必要のない工事であるという認識で仲裁に入りました。ですので、かっぽっておくとか、そういうふうな主張をきちんとしてしようという気持ちで仲裁に入りました。実際、仲裁審査の中でも、財政民主主義の観点から、議会の承認のない追加工事というのは無効なのであるというような主張も展開をいたしました。それに対して審査員、元裁判官だったりするんですが、そういった方々からは不当利得返還請求権という法的枠組みの説明を受けまして、分かりやすく言うと、一番有名な例では10万円250人に払うやつを1人の人に2,500万円払っちゃったという事例がありましたけれども、法律上の原因なく受けた利益は返さなければならないという法律があって、本来2,500万円もらっちゃった人は法律上の原因なくもらっちゃったので返さなきゃいけないわけですね。こういうのを不当利得返還請求というらしいんですが、それと法理論的には同じ枠組みですよと。つまり汚泥処分工事というのは、ほかにも細かいのありますけれども、主に汚泥処分工事というのは当初の工事請負契約の中に入っていない工事で、かつその施設を動かすために絶対必要な工事であったと、それを確かにやってもらっていることは事実であると、1円も払わないで。なので、それは不当利得で



しょうと。本当はお金払ってやってもらわなきゃいけないことをお金払わないでやってもらっちゃったというのは利益を得過ぎでしょうと、城里町として。だから、その得た利益分ぐらいは払わなきゃいけないんですが、ただし業者としての利益まで払うのはやり過ぎだろうから、そこはその見積り内容を我々もここの部分は割高じゃないかとかというのを指摘して、審査員も我々と一緒に査定をして、1,600万円というのは請求し過ぎでしょうと、実際に行われた工事サービスの適正な価格は1,200万円ぐらいだったんじゃないかというふうな裁定を受けて、お互いにそこで納得したという経緯でございます。

審査会に入るときには、これは払わない、払うべきじゃない費用だという思いで入ったんですけども、最終的にはそういった審理結果を受けて納得して、払わなきゃいけないんだなというふうに思いました、和解に応じたというところでございます。

先ほどの繰り返しになりますが、こういうふうなことになったことで、かなり手間もかかりましたし、相手側も恐らく相当な手間がかかって、ちゃんとした手続を踏んだときよりは金額が減額されて、業者側としても一定の反省、分かりませんが、向こう側も会社内でちゃんと仮契約を結んで議会の承認を踏んでから着工すればよかったというふうに彼らも思っているんじゃないかと思いますが、私どものほうでもちゃんと金額が増える可能性がある場合は、議会の承認を経てから着手するように現場の監督員に指導を徹底していかなければならないというふうに思っているところです。

今、城里町におきましてはストックヤードの工事が議会承認工事として現在進行中でありますので、しっかりと工事が終わってから請求が来ないように管理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） その経過はよく分かりました。やっぱりこういう事件というのはたくさんこれからも出てくると思いますので、本当に慎重にやっていただきたいと思うのが私たちの思いです。これについて次に進むとか、それからこれを何とかしなければならぬとかという決裁とかは職員はできませんし、町長が最大で最終的な責任で決裁をするんですよね。ですので、町長の責任はやっぱり重いですので、そのところお互い自分が悪いんじゃないからとか、相手が悪いんだからとか、そういうようなところを決めつけることじゃなく、冷静にしっかりと一つ一つ判断しながらやって考えていって、相手がどう思うか、自分はどう思っているのか、そういうようなところをお互いに話をしながらきちんとやっていくというのが必要だと思うんです。それはお互いに、町長は町長として、町は町として、条例にないものやっちゃったんだから、議決しなくちゃならないからとか、いろいろあるんだと思うんです。しかし、これはやっぱり町長の判断一つでどうこうにでもなるようなところもあるということも踏まえながら、きちんと反省して、そして一つ一つ丁寧に対応していただければいいかなと。そうしなければ、こんな余分な

お金は必要ない。そして、また相手にも紛争審査会まで持っていくようなこともなかったというようなこともあるんじゃないかと思うんですね。ですので、今後なるべくこういうことのないように、一つ一つ慎重に町長には当たっていただかないといけないんじゃないかと思っております。

ほっておくつもりだったのかということで、そのまましておくつもりだというようなことを言っていましたけれども、やっぱり双方、紛争審査会のほうできちんと話し合えたということで私も納得しました。今後注意をしていただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 町長が説明されましたのは、まさにそのとおりだと思います。ただ、今回工事をする際に現場の担当者が全く分からなかったわけではないと思うんですよ、その追加工事をやるのが。ということは、担当課と町長がちゃんと意思の疎通ができていて、その中でやっぱりちゃんといろんな報告なり説明なり、そういったものがされていれば今回のようなことはなかったんじゃないかなというふうに思いますので、相手方のフソウさんだけではなくて、こちらでもある程度は反省すべき点がたくさんあると思いますので、その辺のところも考えていただいて、やはり庁内の風通しをよくするようなことを考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 答弁よろしいですか。

○6番（加藤木 直君） できればお願いします。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） おっしゃるとおりでして、重要な案件について、ただ町長室で報告を待っているだけじゃなくて、こちらから大事な案件については常に課長とコミュニケーションを取って、どうなっているのかと、議会に上程するような案件が発生していないかということコミュニケーションを密にして仕事をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第68号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第68号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

1 ページ、ご覧願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,416万1,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ109億6,309万3,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正であります。

第3条、地方債の補正であります。

2 ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出補正予算であります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に852万4,000円を追加するもので、主なものは障害児自立支援給付費負担金及び未熟児養育医療負担金の確定によるものです。2項国庫補助金であります。既定額に8,988万8,000円を追加するもので、主なものは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、社会保障税番号制度システム整備補助金の増、土木費補助金の減によるものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額に371万8,000円を追加するもので、主なものは障害児自立支援給付費負担金及び未熟児養育医療負担金の確定によるものです。2項県補助金であります。既定額に207万9,000円を追加するもので、主なものは地域農業再生協議会補助金の増によるものです。3項委託金であります。既定額に4万4,000円を追加するもので、主なものは生活のしづらさなどに関する調査事務費交付金の増によるものです。

18款財産収入、1項財産運用収入であります。既定額に1,000円を追加するもので、那珂川のほり教育支援基金利子の増によるものです。

19款寄附金、1項寄附金であります。既定額に2,955万円を追加するもので、教育寄附金、ふるさと応援寄附金の増によるものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に1億552万9,000円を追加するもので、主なものは財政調整基金繰入金の増、ふるさと創生基金繰入金等の減によるものです。

22款諸収入、5項雑入であります。既定額に302万8,000円を追加するもので、主なものは町村会事業推進交付金等の増によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額に1,180万円を追加するもので、合併特例事業債、公共施設等適正管理推進事業債の確定による増によるものです。

続きまして、3 ページ、歳出になります。

1 款議会費、1 項議会費であります。既定額に1万円を追加するもので、人件費の増によるものです。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額に1,725万9,000円を追加するもので、主なものは防犯灯の光熱水費、ふるさと応援基金の増によるものです。2 項徴税費であります。既定額に2,429万2,000円を追加するもので、過誤納還付金及び加算金の増によるものです。3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額に503万2,000円を追加するもの

で、人件費、戸籍システム改修委託の増によるものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額に1,852万5,000円を追加するもので、主なものは扶助費で障害児自立支援給付金国庫負担金返還金の増によるものです。2 項児童福祉費であります。既定額に316万6,000円を追加するもので、主なものは保育所費の国庫負担金返還金の増によるものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額に630万円を追加するもので、主なものは国民健康保険特別会計繰出金等の増によるものです。2 項清掃費であります。既定額に208万6,000円を追加するもので、主なものは人件費の増によるものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額に613万5,000円を追加するもので、主なものは町農業再生協議会補助金、土地改良電気料高騰支援事業の増によるものです。

6 款商工費、1 項商工費であります。既定額に1億1,707万8,000円を追加するもので、主なものは元気アップ振興券発行事業費補助、宅地購入事業費補助、健康増進施設指定管理料の増によるものです。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額に12万円を追加するもので、人件費の増によるものです。2 項道路橋梁費であります。既定額に1,652万9,000円を追加するもので、主なものは調査測量設計委託費、道路改良工事、道路改良移転補償費の増によるものです。4 項都市計画費であります。既定額に938万4,000円を追加するもので、主なものは人件費、下水道事業会計補助の増によるものです。5 項住宅費であります。既定額に353万5,000円を追加するもので、主なものは町営住宅修繕業務委託料の増によるものです。

8 款消防費、1 項消防費であります。既定額15万9,000円を追加するもので、人件費及び光熱水費の増によるものです。

4 ページになります。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。既定額に2,022万1,000円を追加するもので、人件費及び那珂川のほり教育支援基金の増によるものです。2 項小学校費であります。既定額に5万円を追加するもので、図書購入費の増によるものです。3 項中学校費であります。既定額に36万円を追加するもので、共同宿泊学習費補助の増によるものです。4 項社会教育費であります。既定額に232万9,000円を追加するもので、主なものは施設光熱水費の増によるものです。5 項保健体育費であります。既定額159万1,000円を追加するもので、主なものは施設光熱水費の増によるものです。

5 ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正であります。

債務を負担することができる事項に12件の追加があったものを期間及び限度額を見込んで5 ページにお示しするものでございます。

6 ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。

変更につきましては、町道整備工事の合併特例事業債、公園等のLED化の公共施設等適正管理推進事業債の額確定に伴う補正をするものです。

以上が議案第68号 令和4年度城里町一般会計補正予算（第3号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては7ページから20ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより議案第68号に対するご質問を受けいたします。ございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 一般会計の説明資料について質問してもいいんですか。

○議長（阿久津則男君） いいですよ。

○8番（藤咲芙美子君） 説明資料は別ですか。

○議長（阿久津則男君） いや、別じゃないです。

○8番（藤咲芙美子君） いいですか。

○議長（阿久津則男君） うん。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ説明資料、通し番号でいっているところでお伺いいたします。

通し番号2番の新築の住宅購入者への購入費は、当初予算には入っていなかったのでしょうか。310万7,000円の内訳をお聞きいたします。

それから、4番、ホロルの湯の指定管理料の追加ですけれども、燃料、光熱水費高騰の影響を受けていると言いますけれども、1,190万円の詳細、お示ししてください。この補正は今回だけなんでしょうか、それとも指定管理料値上げの前哨戦でしょうか。

それから、5番、グラウンドゴルフの屋外トイレ設置の設計業務55万円ですけれども、この設置はグラウンドゴルフを行っている人たちからは望まれていたものです。どのようなトイレの仕様にしたいと考えていますか、お聞きいたします。

それから、10番、障害福祉サービスに係る給付金の増額ですけれども、人数の増加なんでしょうか、サービス内容の増額でしょうか、お聞きいたします。

それから、12番、子ども子育て支援交付金返還の内訳を説明してください。今、子育て支援については病児保育など手厚くされるべきですけれども、返還の理由をお聞きいたします。

それから、少しここらまで答えていただいて、あとちょっとまた改めてもう一回聞いてもよろしいでしょうか、それとも全部質問しちゃってよろしいですか。

○議長（阿久津則男君） 全部質問しちゃってください。

○8番（藤咲芙美子君） 全部いいですか。

○議長（阿久津則男君） うん。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。じゃ全部お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 準備できると思うので。

○8番（藤咲芙美子君） 14番、新型コロナワクチン関連についてお願いをしたいことがあります。今コロナウイルスが8波となって多くの感染が確認されています。急な発熱に住民は大きな不安を持ちます。せめて検査キットがこの城里町で手に入れられる、有料でもいいので、ことが求められています。3つの大きなドラッグストアがあるのに、水戸まで行かなければ検査キットは手に入りません。ぜひ城里町で検査キットが求められるよう手配をお願いいたします。それでも駄目なら、役場に対応できるような体制をお願いいたします。

これは別項目なんですけれども、急な発熱に対して、日中の診療が終了しているとき、どこにどのように連絡、対処できるのか、連絡方法など、町から各家庭に回覧ではなく、自治会に入っていないければ届かないので、全戸に一覧表で分かりやすく明記して配布をお願いしたいと思います。コロナについては、今とても大きな問題になっていると思います。ぜひ受け入れていただければと思っています。

それから、18番、新規就農の研修費助成金についてですけれども、これは何人分でしょうか。当初予算では駄目なんでしょうか。その都度申請があって予算に組み入れるのですか、お聞きいたします。

それから、25番、街路灯LED化を高根台、御前山地区の補正ですけれども、あとどの地区が残っていますか。行き当たりばったりの補正を組んでいませんか。当初予算できちんと計画を立てていただきたいと思います。

それから、27番、町営住宅の空き家修繕はどここの住宅ですか。入居予定者はいるのでしょうか。

それから、この34番は先ほど議案に入っていた下水道見込額なんでしょうか。具体的に何が増額なのか、説明をしていただきたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） それでは、議員の質問に対して順番にご説明をさせていただきます。答弁漏れがございましたら、後ほどお願いをしたいと思います。

まず、通し番号の2番、住宅購入事業費補助事業ということでございます。新年度予算に入っていなかったのかというご質問でございますけれども、これにつきましては前年実績21件あったものですから、本年度当初予算で26件ということで、1件当たり25万円の助成ということで、650万円ほど当初予算で計上させていただいているところでございます。今年の補正予算の入力時、10月20日現在で23件の申請がございまして、560万円ほどの交付済みとなってございました。これではちょっと年度内、間に合わないなということで、今後見込みとしましては、今現在、月3.2件ぐらいの申請がございまして、11月末現在で

もう既に26件の申請があったところでございます。そのようなことを勘案しまして、12月から3月まで4か月間で月4件ずつ400万円ほど予算のほうを組ませていただきまして、執行残が予算入力時には89万3,000円あったものですから、310万7,000円を今回補正でお願いをするものでございます。

次に、4番の健康増進施設の指定管理料ということでございます。これにつきましては、確かにホロルの湯における燃料費、光熱費の高騰による影響は、今年の上期4月から9月までの6か月間と前年同期を比較いたしますと、燃料費で115%、金額にして146万円、光熱水費では何と134%、金額にして716万円、合わせまして862万円の影響が出ております。また、9月以降はさらに燃料費、光熱水費等が高騰していることから、下期10月から3月の6か月分を前年度と比較しまして、燃料費に対しましては120%、光熱費については140%、月々使用料に上乗せして積算をしたところ、最終的に前年度と比較しまして、相対で燃料費が127%、694万5,839円、光熱水費のほうで140%で1,694万9,764円ということで、合計しますと今後2,389万5,603円というような試算となっております。その2分の1に相当する1,190万円を今回追加で指定管理料として支払うものでございます。

また、今回の支払いが指定管理料値上げの前哨戦ではないかというご質問でした。今回の追加支払いにつきましては、令和3年1月29日、5年間の指定管理を開発公社と契約を締結したわけでございますけれども、そのときに城里町の健康増進施設ホロルの湯管理運営業務の基本協定というものを結んでございます。その中で、25条になりますけれども、指定管理料の変更という項目がございまして、指定管理期間中に経済情勢の激変、その他予期することができない特別な事情により今回協議したものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。これをもって来年度の指定管理料の値上げにはなりませんので、その点はご了承いただきたいと思っております。

また、このような状況が長く続きますと、来年もこのような事態も考えられますので、来年度以降の対応ということでございますけれども、入館料とか使用料につきましては、消費税が増税になったときに消費税分を上げたとき、それきり料金体制の見直しも行ってございませんでした。今後もエネルギー高騰や原材料費の高騰、価格の高騰が続くようであれば、来年度の料金の見直しも含めて早急に検討していきたいというふうに考えてございます。ご理解をいただきたいと思っております。

それと5番になりますけれども、ホロルの湯屋外トイレの整備事業ということで、今回55万円の設計費を計上させていただきました。どのような仕様になるかということでございますが、基本的になるべく安く建てたいという考えもございまして、本体は既製品のユニットハウス型で、3坪程度の男女別のものを考えてございます。また、衛生面を考慮しまして、浄化槽をつけて虫とか悪臭ですか、そういうようなものを避けたいと。併せて、電気や水道の工事も検討したいというふうに考えてございます。詳細につきましては、今後の設計において費用や衛生面を踏まえまして決定をしていきたいというふうに考えてござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 藤咲議員、ここまでで続けて答弁しちゃっていいですか、全部。

○8番（藤咲芙美子君） ちょっと、じゃここまでできたら。

○議長（阿久津則男君） じゃ課ごとにやりましょう。

じゃ、今まち戦関係で2回目の質問となります。どうぞ。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

今のユニット型トイレということでしたけれども、金額的にどのぐらい、どのようなトイレにするのか。常北運動公園にあるようなトイレにするのか、それとももっと簡単なものにしたいと考えているのか。最低限、男女別々にしながら、きちんと対応できるようなところぐらいはしていただきたいなと思ってはいますけれども、もし具体的に分かっているならばお答えいただきたいなと思っています。

それから、来年度からもしかしたら、通し番号4番ですけれども、ホロルの湯の指定管理料が上がる可能性があるということなんでしょうか。もう一度念を押してお聞きいたします。そのぐらいですかね。2件についてお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） それでは、ご質問の順番で回答させていただきます。

ホロルの湯のトイレにつきましては、ユニット型ということで、建築費も安く工期も短く設置ができるということで、手元にはちょっとこういうイメージだよというカラーの写真付のものも持っているんですけれども、後ほどお見せしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それと、もう一点、来年上がるのかということでございますが、これにつきましては、指定管理料、来年当初から上げる予定はございませんので、ご安心いただきたいと思ひます。今回は原油高騰分でございますので、来年の当初から上げるというようなことは一切ございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） じゃ、執行部の答弁続きます。

福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、福祉こども課所管分といたしまして、通し番号10番の障害福祉サービス事業ですけれども、こちらにつきましては、その増額分が人数の増加か、それともサービス内容の増加ですかということですが、こちらにつきましては、一応今回の増額見込んだ内容につきましては、障害福祉サービスの児童分の中の児童発達支援というサービスと、あと放課後等デイサービスというサービス、こちらのほうが昨年



度よりも増えておりまして、増えた原因といたしましては、まずどちらも前年同月と比較しますと利用している人数はほとんど変更はないんですけれども、利用日数のほうが増えておりまして、町内の方が皆さんだんだん授業の補習としまして利用する回数が増えているのかと、事務局のほうではそういうふうに認識をしております。

続きまして、通し番号12番の子ども子育て支援交付金国庫補助金返還につきましては、こちらにつきましては国の国庫補助金でございます、例年スケジュールで翌年度精算となっておりますので、これにつきましては令和3年度の事業確定しまして、その確定した分につきましては翌年度精算ということで、今回その精算で返還が発生しましたので、その返還金のほうの補正を計上したということでございます。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） いいです。

○議長（阿久津則男君） いいですか、進めちゃって。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（阿久津則男君） 次の課。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、ご質問にお答えいたします。

通し番号の14番となります。まず、1点目ですけれども、町内のドラッグストアで検査キットが買えない、何とかしてほしいというようなご質問でございました。早速調査したところなんですけれども、検査キット自体は町内の薬剤師のいる薬局において購入可能でございます。具体的には、アイン薬局常北店、コスモファーマ薬局、共創未来薬局城里店及び常北店、黒沢薬局の5店舗にて購入可能でございます。在庫のほうもまだ十分あるというような回答を得ております。価格につきましては、1つ1,500円から2,000円程度で販売されているということでございます。議員ご指摘の3つのドラッグストアにおきましては、薬剤師がいないので販売ができませんというような回答がございました。ですので、こちらの薬剤師のいる薬局をご利用いただければと思います。

2つ目です。急な発熱等への対応ということで、こちらでございますが、コロナに限らず急な発熱等の対応には城里町以外のどこの自治体でも対応に苦慮しているところでございます。そういう中、今現在、水戸市をはじめ、城里町、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗で行っております連携中枢都市事業の中の初期救急医療提供体制維持確保事業というものをしております。具体的には、水戸市の休日夜間診療所の運営支援をこの自治体で行っております。城里町といたしましても、今年令和4年度においてこの事業に242万6,000円を拠出し運営を支援しているところでございます。ぜひとも救急の場合にはご活用いただければと思っております。周知方法につきましては、ちょっと検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

10番と12番の福祉課長の答弁が私聞き取れないんです、早口で。申し訳ありません、後でもう一度ちょっとゆっくりお話お聞きいたします。すみません。

それで14番、キットはこれもちょうと、城里では2か所買えるということですか。

○健康保険課長（飯村正則君） 5か所です。

○8番（藤咲芙美子君） それって住民には知らせていますか。町民は多分知らないと思うんですけども、どうなのでしょう。町民に向けてお知らせしたことはございますか。お知らせしてありますか。多分、このことについては役場に電話して、水戸でウエルシアでしか売ってないからということで、キットは水戸のウエルシアに行って、渡里店の、あそこで求めているという人が多いんですよ。ですので、本当に薬剤師というか、専門の扱える人がいないというのは、多分ネックで販売することができないのかなとは思うんですけども、この城里町で3つのドラッグストアがあり、5つあるの。そうなんです。私は3つしか考えていなかったんですけども、それだけあるのに何で町で販売できないのかなというのが非常に疑問でした。ですので、何とかして城里町で、せめて2か所、3か所、5か所あるのであれば3か所ぐらいで求めることができるというような周知をしてもらえたらいいかと、その努力していただければと思うんですけども、それでも最悪駄目ならば役場に行けば大丈夫だよというぐらいの、販売ルートがきちんとして、住民に周知していただければいいのかなと思っております。この辺についてちょっとお答えできますでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き答弁させていただきます。

町内で薬局、ドラッグストアと呼ばれるところは合計で8か所ございます。うち大手が3つ、それ以外に個人というか、ちょっと門前薬局といいますか、繰り返しになりますけれども、アイン薬局常北店さん、コスモファーマ薬局さん、共創未来薬局城里店さんと常北店さん、あと黒沢薬局さん、この5か所にて買うことは可能です。在庫もあるそうです。

買えますという周知方法につきまして、ちょっと薬局さんのほうともいろいろお話ししなくてはいけないものですから、殺到したりなんかするとご迷惑かけちゃいますので、どういう方法があるか、ちょっとここは検討させていただきたいと思えます。ですので、5か所は今現在買える状況にございますので、そちらに関しましてはご安心ください。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そういうことなんです。分かりました。しかし、町民はどこにどんなふうにして探したらいいか分からないと、そういうようなことがありますので、お困りのときには町内で求められるお店があります、ですのでどうぞご利用くださいという

ような周知はしてあげたほうが親切なんじゃないかと思います。ぜひ困っている方がたくさんいますので、この辺の周知をしてコロナに対応して安心していただけるような、そういう体制を町で取っていただければいいなと思っております。

それから、発熱に対しても、私ちょっと経験した者なんですけれども、本当に家族が発熱するとおろおろします。私、看護師なんですけれども嫌です、やっぱりこういうのは、身内です。やっぱりどこに行って診てもらったらいいかというのは、もう電話しまくって、最終的に水戸の笠原の救急センターに電話して、いろんところで相談を受けさせてもらって、それで落ち着いたということなんですけれども、それでもやっぱり何もない、看護師としても何もないところでそういう対応をするというのは非常に大変です。ですので、何か発熱のときにはここに電話をして、こんなふうに聞いてください、そして安心して処置を受けるようにしてくださいぐらいの、町として住民に向けて優しい対応で、案内の方を本当に全部の住民に届くぐらいの、そういう対応していただければいいなと思ってます。特に急な発熱ということだけじゃなくて、今コロナで発熱があって大変な思いしています。コロナで、単にかかったときにどういうふうにして頼っていけばいいのかなというのを本当に1年に一遍の案内ではなく、前回の7波のときには本当によくやっていただけたのをすごく存じています。ですので、これからまた増える可能性もありますので、町の努力をご期待したいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き回答させていただきます。

今現在、ちょっと夜間じゃなくて、昼間のほうの対応の話になってしまいうんですけれども、今回町の医師会のほうで加入している病院ですか、取りあえずしらベクリニックさんと石塚地方病院さん、あと広沢クリニックさんとせつクリニックさんと七会診療所のほうで、昼間どこも発熱外来は受け付けるようにはなりました。これ、町の医師会の先生方のご努力でございます。その分、町民の皆様方も、今まではなかなか結構門前払いが多くて厳しかったこともあるかと思いますが、その分わかりやすくはなっていると思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。ただ、昼間ならいいんです。安心できます。幾つも診療所もありますし、訪ねていけるんですけれども、診療が終わった夕方から夜間にかけて具合悪くなる人はいるんです。この町にお医者さんいないんですよ、そういう診てくれるところが。そこで私はいつも心配しています。急な発熱、高齢者、小児の発熱、医療者、どこで医療を診てもらったらいいか、そこが病院が欲しいと、夜間救急の病院が欲しいと言っているのはそこなんです。何で分かってもらえないのかなと思うんですけれども、やっぱり夕方からはどこも閉じています。内科のところに行ってください、

もう診療終わりましたと断られるのがずっと、五、六軒断られています、それは。ですの  
で、夜間診てもらえるところはどこなのかと。だから、そのところをしっかりと見てほ  
しいなと思うんです。夜間診てもらえるためにはどうしたらいいかの案内も町民にして  
いただければいいなと思っています。教えてください。

○議長（阿久津則男君） ちょっと脱線しちゃっているかな、質問。

〔「補正予算の内容に関する質問の場だと思うんですけどね」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 議案からちょっと。課長、答弁できますか。

健康保険課長。

○健康保険課長（飯村正則君） 繰り返しになってしまうんですけども、先ほどから休  
日とか夜間のときはどうするのかというようなご質問なんですけれども、お話ししまし  
たとおり、水戸市をはじめ、城里町、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗で水戸市休日夜間診  
療所の運営をサポートしておりますので、こちらのほうをご活用できればというふう  
に考えております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） じゃ、次の課長の答弁を求めます。

農業政策課長富江君。

○農業政策課長（富江一也君） それでは、農業政策課所管分、通し番号18番、新規就農  
者支援研修助成金について、何人分ですかということにつきまして、まずご回答いたしま  
す。今回の補正予算計上額につきましては、2名分計上させていただいております。

また、当初予算では駄目なのでしょうか、その都度申請があつて予算に組み入れるべき  
ではないのかというご質問についてでございますが、それに関します予算の計上時期  
についてのご質問ですが、今回の新規就農者支援事業につきましては、国の新規就農者育  
成総合対策事業の交付決定者を対象としました町単独の補助事業となります。国における  
新規就農者育成総合対策事業の拡充に伴います町要綱の制定及び国の交付決定等の次期手  
続等の関係で、当該事業日につきましては今回12月定例会での補正予算の計上とさせて  
いただいたところでございます。

補助事業の内容によりまして、補正予算に計上できるものと補正予算での対応となるも  
のがございます。本来、当初予算で計上するところが基本でございますが、補助事業の内  
容によりまして、今回は12月補正とさせていただいたところでございます。何とぞご理解  
のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（阿久津則男君） では、次の課長の答弁を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 通し番号25番の公園内水銀灯LED化事業についてのご質問ですが、あとどの地区が残っているのかというまずご質問ですけれども、都市建設課所管の道路及び公園における街路灯については、今回の補正によって今年度で終了する予定でございます。

また、行き当たりばったりの補正で、当初予算できちんと計画を立てていただきたいということでございますが、今回フラワーロード、また高根台・御前山地区内における工事についてですが、現地に入りまして今工事に入るところなんです、精査したところ、街路灯以外に、御前山地区内においてはモニュメントのほうにも照明がついているんですが、そちらのほうも一緒にLED化する必要があるものと、制御盤の中においてタイムスイッチが不具合を起こしているため、これも同時に変更したいということで、今回補正を上げているものでございます。

また、計画的にということですので、都市建設課のほうでも、毎年度所管の分を考えているんですが、次年度以降については、今後公園内のトイレ等の室内灯、また管理している町営住宅の中の共用部に関するLED化について、次年度以降対応していきたいと考えているところでございます。

それと、27番のほうですが、空き家修繕についてはどの住宅ですか、また入居者はいるのかというご質問ですが、今回の修繕に関しては那珂西団地、それと池の内団地のほうの修繕を補正計上しております。こちらについては、入居者が退居したことにより室内修繕に入るものであるんですが、これから年度切り替わるときに新しく新規に入居する方が一番集中する時期でございますので、今回追加補正でお願いいたしまして、3月、4月の新しい入居される方に入っていただけるように対応したいもので今回補正しております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

LEDについては、町内まだまだ暗いというところがあると思うんですよ。高橋議員さんも、この前一般質問で停留所のところが暗いからとかというようなことも言っていましたし、本当に明るい町にしていくためにも、民生委員さんでも、区長さんでもいいです。ここが暗いよといったところは少しなるべく明るくしてあげればいいのかと思っています。それについては行き当たりばったり、こういうことやるんだ、言われたからやりますじゃなくて、そこのところ計画的に当初予算で組み込んでいくというような、そういうような形のほうがいいのかなと思うんですけれども、その辺のところ、何か答弁あればお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 暗いところを明るくしていただきたいという質問でございますけれども、都市建設課所管の道路、公園、住宅における分については都市建設課のほうでいろいろ今後考えていくべきものでありますけれども、その他の部分については防犯灯の部類に入るものと思われまので、今後、町民課になると思うんですが、そちらのほうとちょっと打合せをしながら考えていければと思っております。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） これで全部ですか。

○8番（藤咲芙美子君） あと、34。

○議長（阿久津則男君） 担当課長、お願いします。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） 通し番号の34番です。下水道課の歳出の見込み増額840万8,000円の具体的な増額の説明ということでございますけれども、こちら、議案第71号の下水道企業会計補正予算（第2号）でご説明改めていたしますけれども、内訳としては人件費及び補償費に充てるための費用として、一般会計より補助としまして繰出しを受けるものでございます。

補償費は、先ほどお話のありました和解金1,200万円でございますが、企業会計の3条予算のほうで雑収益を見込んでいるために、その差額分の額となります。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 30番、それから31番、33番についてお尋ねしたいんですが、これは10月の定例会でも電気代の補正は各公民館とかありましたよね。この中で、やはり今回の補正も前回と同様の理由なのかなと推察するんですが、ここに電気供給契約が最終保障供給契約になったため、基本料金単価が大幅に増加したとあるんですが、基本料金が幾らから幾らに増加したのか、確認したいと思うんでお願いします。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えします。

こちらのほうなんですけれども、基本料金もそうなんですけれども、使用料前年比で200%上がっているような状況になっています。10月の補正でお願いしました金額では3月の補正まで足りないということで、今回新たに補正をお願いしたところでございます。

○10番（三村孝信君） いや、だから、基本料金が大幅に上がったと書いてあるんですけども、幾らから幾らになったんですかという質問なんですよ。

○議長（阿久津則男君） 廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 申し訳ございません。基本料金の金額については、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただきます。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） いや、ここに基本料金が大幅に増加してと、調整が必要になったと書いてあって、ここの基本料金を抑えていないということは困るよ、それは。だって、それを基準にしてどれだけの補正を組むかって一番大事な点じゃないですか、基本料金。だから、それ、今すぐ調べられるでしょうよ。担当課は自分の部下にすぐ調べさせてくださいよ。これは私たちだって、それは知りたいですよ。

それと、これ、前のときは町長が説明していたと思うんだけど、割安な契約ができるということで、東京電力の通常の契約じゃない割安な契約をこれ、していたわけですか、ここも。ところが、非常に燃料価格が高くなって、今までの電力会社の供給の価格では、その供給する会社がもうできませんと、サービスをできませんと、そういうことで東京電力が供給をしますと、それで基本料金が非常に高くなったんだというような説明を受けているんですよ。それがこれ、今回も当てはまるんですかということを知っているんだね。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 議員さんのご察しのとおりとなっております。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 入札でこれまで9月までは電気契約していたんですが、入札した結果、東京電力が最安値をつけて落札して、東電から供給を受けていた施設もございません。教育委員会所管施設はこれまでも東京電力だったんですが、入札価格の東京電力の契約が9月末で切れて、10月からは入札をしない東京電力の保障契約の価格に移行したと、それで大幅に高くなったということでございます。

金額については、すぐ廣木局長、ちょっと席離れていいから調べてきてください。今、部下に調べに行かせます。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 教育担当の課長がいらないんだけど、じゃ町長にちょっと尋ねたいんですが、売電する、電気を売るほうの会社なんだけれども、前、町長の説明では何という会社から買っていたんですって。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 新電力の会社名、ちょっとすみません、今出てこなくて申し訳なかったんですが、入札した結果、東電と契約している施設が大層を占めておりました。もう一回やろうとしたら、今度は誰も契約受けないので入札自体が成立しなくなって、今度は競争価格じゃない東電の価格に、最終保障契約の東電の価格に移行してしまったということです。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） それは町長からこの間説明を聞いて、我々は非常に弱い立場にいるなというのを実感したんですよ。その新電力会社は東電が出資してつくった子会社なんかも入っているんだよね。実際、そういう東電の子会社が電力供給をしていて、非常に値段を下げた契約しておくんですよ。していたんですね。ところが、この燃料高騰の折、それではできませんと言って新たに入札をしてやろうとしたらば、もうその新電力会社にそういう余力はなくて、全て東京電力の言いなりの値段で非常に高い基本料金を払わされているというようなことを聞いたので、今ちょっと確認のために質問したんですが、言ってみればもう本当に東京電力がその価格を握っていると。今、電力会社のカルテルとかの問題も出ているんだけど、まさにそういう中でこの燃料高騰の折に便乗するような形で高額な契約をさせられているような気がしたんで質問したわけですよ。まあ、待っていますよ。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） そういうことで非常に電気代困っているんですが、来年度以降、計画が議会でお認めいただければになりますけれども、防災・減災事業債で震災時の停電対策ということで、太陽光パネルを設置した場合も7割の交付税措置を得られるような補助もあるので、そういった事業を使って避難所となるような建物に太陽光パネルなどを導入していくことで、停電対策にもなるし、電気代を幾らか安くすることにもなるかと思うので、そういった事業を来年度以降、設計したり工事するのに何年もかかっちゃうかもしれないんですが、そういった事業も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（阿久津則男君） じゃ、進めちゃってよろしいですか。

○10番（三村孝信君） うん、基本料金が来てから、また。

○議長（阿久津則男君） じゃ、ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それでは、事業概要の中で1番目からちょっと質問をさせていただきます。

まず、まちづくり戦略課、通し番号1番ですけれども、ふるさと応援、これ寄附金ですね。これ、当初より増となる見込みだと。これ返礼品かな。返礼品だと思うんですけども、当初幾らぐらいの見込みだったのが、今回1,500万円の補正組んでいますけれども、どのぐらいの増額を見込んでいるのか、教えていただきたいと。それがまず1点。

それから、通し番号3番、これ第6弾の元気アップの振興券でございますけれども、今回1億円からの事業費ということなんですけれども、まずこれがどういった予算、また国からのお金かなというふうに思いますけれども、私もいろいろお話を聞きますと、ここに来て、先ほども町長からもいろいろお話ありましたけれども、非常にいろんなものが値上がりして、電気代ももちろんですけども、いろんな農業資材にしても、建設業関係でもいろんなもの値上がりがあります。そういった中で、やはり一律5,000円のばらまきをす



るよりも、実際にはもうここに来て、第5弾やっていますので、第6弾目ぐらいからは、今回このように提出されているので仕方ないかなとは思いますが、今後これは提案なんですけれども、本当に今コロナ禍の中で、そしてロシアとウクライナの戦争、そういったもので穀物についてもいろんなものが上がっていて、その影響で様々なものが、原油にしても何でも値上がりしているというところで、本当に苦しんでいる方がたくさんおられます。それで、今度は体の中の本当に悪い部分、がんの部分の治療するような、やはりそこにお金をかけるというようなことをしていただいて、本当に苦しんでいる人、今日だったかな、何かイセファームかどこかでも万歳しちゃったというのがありましたよね。何かそういう情報も聞いていますので、ああいう大きな会社でもそういうことがあるので、当町の中でいろんな事業をやっている方はおりますけれども、また私、一般質問の中でもいろいろお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういった5,000円を町民全員に配るということを、一息ついた中で、また新たな事業ということで考えていただけないかなというふうには思っております。

また、要綱のほうも見ますと、報告の中でよく入っていますよね。その中で事業者というのは、商工会なのかな、これは商工会。これ、いろんな、この要綱を見てみますと、事業実施者は換金時において地域振興券とデータとで枚数等相違がある場合は、その原因究明を行い責任を持って対応するとか、使用済み振興券は安全かつ確実に廃棄すると、とにかくいっぱい、たくさんですね。現金と同様の扱いが必要なため、十分なセキュリティ対策を講じるとか、換金業務に必要なデータを作成するとか、いろんなことをここに書かれていますけれども、こういったものは実際に商工会にお願いして事業をやっていますけれども、これが商工会に行けば全部そういったデータとかがいただけるのかどうか。ですから、当然、その発注元のまち戦のほうでは、余った振興券を持っていたりということはないわけですね。当然、向こうの事業者のほうに全部保管されているということだと思ふんだ。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 最終的には私のほうに。

○6番（加藤木直君） 最終的にはね。でも、使わなくなったものは、一時的にはそこに全部保管しておいて、そこで配って、それで破棄されるものはそこで穴を開けるか、最終的に破棄するにはどういうふうに行っているのか分からないけれども、燃やしてるのか。そういったものも、ちゃんと使っていないものはどういうふうに行われているのかというのもチェックしなくちゃならないのかなというふうには思うんですよね。

ですから、こう厳しく補助金の交付要綱が載っていますので、ちゃんとやっていただいているとは思いますが、ただ、先ほども言いましたように、6弾終われば、次7弾、8弾があるのかもしれませんが、そういうものについてもちょっと一度足を止めていただいて、再度いろんなことを考えていただきたいなというふうには思っております。

まず、まちづくり戦略課についてはその件、1番と3番です。

それから、8番、9番については、これは先ほど税務課がやっていますので、これは結構です。

それと、福祉こども課の11番なんですけれども、今回また令和3年度分を交付確定により返還するというので、国庫ですから国に返還すると思うんですけれども、これは毎年今頃でしたか、やるのは、毎年。これはもう既に年度で確定して、その金額が分かるのがやっぱり遅いのかな。毎年、今頃なのかどうかというのをちょっと教えてください。

それと、あと通し番号20番、これ農政課ですけれども、土地改良区の電気料の高騰支援事業補助ということなんですけれども、このつくられた要綱のほうを見ますと町負担が45%ということで、常北の土地改良区と、あと那珂川統合ですか、この2か所に補助をするということなんです。通常ですと、その分、出た分の2分の1とか3分の1とかなんだけれども、この町負担の45%というのはちょっと中途半端で、これ逆算しての45%、請求のうちの45%なのかと思うんですけれども、この45%の根拠というのとは何かと思いついて、ちょっとお伺いをいたします。

それから、都市建設課、私、毎回お話ししますけれども、道路の維持管理、こういったものに補正をするということなんですけれども、これ、できますか、課長。また、これ繰越明許が多くなっちゃうんじゃないかなと思って、こんなに都市建設課で人的な余力あるのかなと思って心配なんですけれども、どこがどうじゃなくて、これ繰越明許にならないのかなと思って。もし全部できますよということであれば、それはいいんですけれども、初めから繰越しになるのを想定してやるんだっただらば、当初予算のほうよろしいのかなというふうには思います。

以上です。

じゃ、まち戦課から、お願いします。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。ちょっと聞き漏れ、答弁漏れがあったらば、再度お願いしたいと思います。

まず、1番目のふるさと応援寄附金事業というようなことでございます。当初予算で返礼品750万円ほど見込んでおりました。事務費等を含めまして、1,087万3,000円の予算を当初で予算計上してございました。今年6月に金長議員のほうからふるさと納税の質問等もお受けしたところでございまして、今年の1月現在で13事業者で35品目、以前はもう少しあったんですが、インターネットでできるサイトのほうに移行したものですから、極端に品目と業者が減りまして、1月現在では13事業所35品目ということでスタートをいたしました。11月28日、11月末現在でございまして、現在20の事業者、品目のほうも102品目というようなことで、倍々の倍増ぐらいで今用意をしているところでございます。準備中の品も6品目ほどございます。それらを用意して、今寄附を募っているところでございます。

こういうことをした結果になりますけれども、11月28日現在で寄附額が551万1,000円ということで、昨年度1年間の寄附額が450万3,000円ということで、もうそれを既に超えているという結果になってございまして、さらに前年同期4月から11月の実績で比べますと206%というようなことで、かなり多くの寄附額、また件数でも180件から現在もう250件ということで、その中身としましては5,000円から1万円ぐらいの手頃な商品をなるべく多くそろえるというようなことで、今のところ実施をしております。

このようなことから、年内には当初予算見込んでいた750万円は達成できるのかなというふうに見込んでいるところでございます。さらに950万円ということで、かなり金額のほうも大幅に、倍以上に補正予算をお願いしているところでございますが、やはりふるさと納税、12月が一番ピークかなというふうに考えてございます。また、1月、2月、3月等もございまして、その中では今回取りそろえてございます大型商品、10万円を超えるような商品もラインナップしてございまして、ぼちぼちそういう商品も出ておりますので、そういうことから、今回当初予算を上回る補正予算を計上させていただきました。

何とか県内最下位から脱却したいなというふうには考えてございます。昨年、最下位が城里町、その次がひたちなかでしたっけ、800万円ぐらいでしたんで、何とか1,000万円を超えたいなというふうに考えてございます。

それと、ナンバー3の元気アップ振興券、第6弾ということになります。これにつきましては、議員のほうから前々からやはりもうやり過ぎじゃないかというようなご指摘、ご意見いただいております。ですが、実績を見ますと、利用していただける方が98%を超えているというようなことで、かなり利用のほうも進んでいる状況でございます。

また、コロナ禍の影響を受けている生活者、事業者支援という別な支援もいろいろありますけれども、今回生活者等には、報告の74、75で福祉こども課が担当しますけれども、直接国のほうからの給付金、また事業者支援につきましては、城里町のほうでは10月の補正でお願いしました町内事業者一律5万円、また農業者へ一律5万円というようなことで、原油高騰・物価高騰についてはそのようなことで対応しているというところでございます。さらに、県のほうでも事業者支援ということで12月1日から、いろいろな制約はあるんですけども、減少率とかそういうのも含めまして一律10万円ということで、事業継続、臨時応援金というようなことで予定がされてございます。

今回、第6弾を計画するに当たりまして、以前からお話がいろいろ多方面からありました水道料の減免というのもいいかなというふうには考えてございました。町民全体に均等に支援する手法としては、やはり振興券が平らに行くのかなというふうに考えているところでございます。また、町内事業者へ偏りがあるというご指摘なんかもいただいておりますが、町内事業者への支援にもつながっていることが確認できてございますので、その辺のところでは振興券についてはご理解をいただきたいと思います。

そうした中で振興券の管理ということでございますが、これは要綱のほうにもうたって

ございます。5年間ということで、5年間、お互いに事業者も5年間は資料をちゃんと残しておいてくださいと、我々も5年間はきちんと廃棄処分などしないで、その回ごとにきちんと段ボールに入れましてあるところに保存をさせていただきますので、いつでも使った券、使われていない券なんかも整理をさせていただきますので、もしご覧いただきたいというようなことがあれば、いつでも対応させていただきますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思います。

今回、余談になりますけれども、城里町にこれまで9億8,000万円というようなコロナ対策の臨時交付金が来てございます。さらに、年明けになるか、年度末になるか、年末になるか分かりませんが、また支援金として5,000万円ほど入ってくるのではないかなというような新聞の情報もございますので、そうした中でまた今後も有効に考えていきたいと思っております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。

ちなみに、ふるさと納税の返礼品で一番人気って、102品目あるということだけれども、何が一番人気ですか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ご質問にお答えさせていただきます。

ちょうど用意してございました。そうした中で、一番人気はやはりお米。お米を1万円ぐらいで、なるべく量を多くというような対応を取らせていただきまして、お米が200件で、金額にしても130万円ぐらいを占めてございます。その次の人気はやはりキノコの詰め合わせですとか、また黒ニンニク、また干し芋、まだ数は少ないんですが、干し芋は出すとすぐなくなってしまうような状況でございます。そういうことで、今後もそうした人気商品を見ながら徐々にバリエーションを増やしていきたいと思っております。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。

そうすると、お米のほうはゆうだいですか、やはり。ゆうだいとは限らず。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ゆうだいはまだ出していません。

○6番（加藤木 直君） ゆうだいは出していないの。普通のコシヒカリね。ああ、そうですか。分かりました。

元気アップのほうは、今回こう出ているので致し方ないかなとは思いますが、確かに均等に5,000円ずつといえば、それは公平かもしれないけれども、コロナ対策とかといえば、やっぱりもうそれだけじゃなくて、効果が出て本当によかったなというような人がやっぱり、正直ほかにコロナ対策で5万円と農家のやつやったのも町長ありましたよね、前回。これも、私の友達も1反歩の半分、実際には5アール、5畝歩というやつ、5畝歩

しかつくっていないんだけど、農業収入を申告しているんで、本当に5万円、これもらっていいのと俺に言うんですよ。来ているんだったらいいんじゃないかなと言って申告はしたみたいなんですけれども、本当にいいのかなというような人もいるしね。ですから、その辺のところはちょっと皆さんにもある程度、元気アップ振興券でありがとうございましたというのはかなり浸透されていると思うので、今度は本当に厳しいような人にピンポイントでどンドンとやるような、そういう方法を取っていただけないかなと。これはちょっとまた違うお話になっちゃいますけれども、一般質問の中でもやりますので、ひとつよろしくをお願いします。

あと、次の課、お願いします。

○議長（阿久津則男君） 次の課長、答弁。

福祉こども課山崎栄一課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、福祉こども課所管分の通し番号11番、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金でございますが、こちらにつきましては、先ほど12番の子ども子育て支援交付金の国庫補助金返還と同じように、福祉こども課所管分の国関係の補助金負担金につきましては、基本的に翌年度精算というものが多くありまして、障害者自立支援給付費のほうにつきましても、令和3年度におきましては令和4年4月までの支払いで確定しまして、大体6月に実績のほうを県を通して国のほうに報告します。それでいきますと、確定につきましては大体来年の3月ぐらいに確定になって、その後精算という形になりまして、例年いつも12月に大体ほぼほぼ数字が確定しましたので、12月に補正のほうをお願いして、議員の皆様説明しているものでございます。よろしくをお願いします。

以上です。

○6番（加藤木直君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） いいですか。次の課長。

農業政策富江課長。

○農業政策課長（富江一也君） それでは、農業政策課所管分の通し番号20番、土地改良区電気料金高騰支援事業補助について、町負担分が45%ということで、その根拠はということのご質問に対してお答えいたします。

今回、県の支援策につきまして、県では支援を一応実施する予定でございます。県の補助率なんですけれども、県単事業の補助率の割合とあと助成対象、これが値上げ分ということで、県は今回その前に前年度の4月から9月と、あと今年の4月から9月までの高騰分ということで、それを助成率、上昇率が55%ということで、それを割り返して県では45%を補助するということで進めてございます。

本町におきましても、土地改良区からそういう高騰の支援要望を承っております。何かしら支援をしようということで協議しまして、管内市町村などもちょっと調査させてい

ただいたんですが、水戸市などでも45から50%、また、ひたちなか市、小美玉市などでも45から50%ということで、県補助並みに一応支援するというごさいまして、今回本町におきまして、その高騰分に対する45%ということで県と同率で支援させていだいて、90%ということでございまして、残り10%につきましては、自助努力分ということでさせていただくということにさせていただいたところございまして、よろしくお願いいたします。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） 次。

大津課長。

○都市建設課長（大津好男君） 加藤木議員のほうから21番から27番、前回10月の時点でもお話があった内容に近いものでございまして、終わるのか、また年度当初でいいんではないかというお話でした。上からちょっと1つずつご説明したいと思います。1つずつ、ちょっと状況が違いますので。

21番についてですが、こちら町道0104号線についての測量設計業務でございまして、こちらのほうなんですが、春園のほうから石塚錫高野線、ローソン側の県道に出てくる町道の部分なんですけれども、そちらの出口付近について今家屋の建設が始まっている部分がありまして、あの部分については、春園側のほうについてはセンターライン付で道路改良が済んでいる部分でございまして、今回追加補正をお願いしている21番についてですが、家屋を建てている家主のほうから、未改良の部分の道路の角について、今後車庫とかそういうのを建設したいので、はっきりした今後の道路幅の部分を示していただきたいということで、今回測量設計を取り急ぎ追加補正をお願いしているところございまして、こちらのほうは年度内で測量設計は完了いたします。

22番については補修用資材の調達でございまして、こちらのほうも問題なく年度内で完了いたします。

23番の町道18号線についてですが、こちらについては通称栃越線でございまして、隣の栃木県茂木町と打合せをしながらやっている路線でございまして、今回ちょっと一部構造物の追加をお願いするため補正を入れておりますが、年度内完了についてですが、地元上赤沢及び茂木町の住民の方のほうからいろいろお話がありまして、途中一時的に道路の通行制限を解除してほしいという話が工事着手当時からありました。それによって、今の時点で申し上げるのは忍びないんですが、こちらについてはちょっと年度内完了ができない部分でございまして。

それと24番、0211・2038号線、こちらのほうも通称中学校前線でございまして、こちら、10月に用地測量業務の補正をお願いいたしまして、そのとき申したとおり、難航地権者の方のほうがまとまる話になりましたので、前回まず用地の測量のほうの補正をいただきまして、今回それに伴って用地補償費、また物件補償費、それと一部未改良でと当初考えて

いたんですが、今回用地のほうが確保できることになりましたので、最終計画のとおり道路を施工するに当たって水道管の移設補償のほうも一部追加しないと実施できないということで、今回追加補正をしております。これによって、こちらのほうも年度内完了についてちょっとご容赦いただきたいと思います。

それ以降の25から27については年度内完了で実施いたしますので、どうぞ、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） いいですか。

ほかに質問ありますか。ございませんか。

教育委員会廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 三村議員さんのご質問にお答えいたします。

基本料金なんですけれども、9月までが565円であります。10月からが2,057円となっております。それに市場価格調整単価というものが10月から発生しまして、こちらは電力量掛ける11.84円の金額が増えたということになっております。

○議長（阿久津則男君） 三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 恐らく今局長が調べてくれなければ、基本料金が565円で、10月からは4倍弱ですか、2,057円になったというのはね。これほど上がっているとは思わなかったんじゃないですか、皆さんがね。

ちょっともう一点尋ねたいのは、局長に。10月のときにも補正をしていると、さっきちょっと答弁の中で言ったんですけれども、今回補正出している電気代を10月のときも補正出しているんですけど。

○議長（阿久津則男君） 局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えします。

10月にも補正は行ってはいるんですけれども、想定している金額よりも若干高い単価となったため、調整等の部分が足りなくなりましたので、今回補正させていただいている状況であります。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） ちょっと尋ねたいのは、じゃ10月のときの補正額というのは、公民館、図書館、給食センター、それぞれ幾らだったんですか。

○議長（阿久津則男君） 局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 質問にお答えいたします。

公民館でありますけれども、光熱費としまして271万6,000円の補正を行っております。また、図書館におきましては219万円の補正を行っております。

以上です。

○10番（三村孝信君） 給食センターは。

○議長（阿久津則男君） 続けてどうぞ。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） すみません、給食センターが抜けていましたんで、給食センターにつきましては207万3,000円の補正を行っております。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） この2か月ほど前の、全く同じ文面がこれ書いてあったような気がするんですよ、この事務事業内容等というのにね。それで、これはどういうことかというんで、町長に説明を受けたような記憶があるんだよね。それで、そういう話をしたんですよ。ということは、基本料金の増加とかいろいろなもろもろのあれは増加があったんで、10月にはそれぞれに200万円近い補正を組んだというわけですよ。ところが、そのわずか2か月後にはもう既にまた補正を組まなきゃならないというのは、これはそれほど想像以上に燃料費が上がったということなんですか。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会廣木局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 質問にお答えします。

前の答弁でもお話ししたんですけれども、各公民館等の燃料費が倍になっているということで、3月の補正までには使用料のほうが賄えないということで、今回補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 何か燃料費と言っているけれども、30、31、33は電気使用料だよ。燃料費というのは32の給食センターだけであって、それ以外は電気使用料という項目で上げているんですよ。だったら、今の説明違うんじゃないですか。

○議長（阿久津則男君） 廣木局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 失礼しました。30、31、33につきましては、電気料の基本料の単価の高騰によって今回補正をお願いしているものであります。

先ほどもお話しいたしましたけれども、9月までの電気使用料と10月の電気使用料を比べますと、倍の値段となっております。

以上です。失礼します。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 局長、これ教育委員会の施設がこう出ているんだけど、10月には本庁舎の電気代の使用料の補正もしているはずだよ、ここの。この本庁舎は今回補正組んでいないですよ、これ。教育委員会の施設だけ、これいっぱいたくさん出ているということは、この教育委員会の補正の金額が非常に見込みがほかの課に比べて甘かったんじゃないのかな。それはどうなんですか。

○議長（阿久津則男君） 廣木局長。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えします。



見積りが甘いというご指摘がありましたけれども、そのようなことに当てはまるかなと思います。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） いや、何とも緊張感のない答弁ですよ、それは。そういった高騰、ほかの庁舎、本庁舎を含め、学校施設もほかあるでしょう、これ。そういったところは上げていないんだけど、この公民館、それから図書館、それから給食センターに関しては、10月の定例でやった補正にさらに今回定例でも補正を組みたいと。

やっぱり信頼というのがあるんですよ。本当にこういう料金をきちっと計算して、やはり予算を組んで議会を通すというときはね。大切なことだと思いますよ。足りなくなれば補正組めばいいやというんではちょっと困るな。補正を組まなきゃならないというんだから、これは認めます。認めますけれども、十分今後注意していただければと思います。

先ほど指摘したことに関してなんだけれども、昨日付のニュースで中国電力、中部電力、九州電力、それに関西電力を含めた大手電力会社がカルテルを組んでいたと、価格調整をしていたということで、公正取引委員会は1,000億円という今までにない追徴金を課しているんだよね。これははっきり言って自由競争をできないような状況にして契約を結ばせているような気がしますよね、東京電力も。だから、行政のトップ、町長とか執行部にとっては大変なことかもしれないけれども、税金から支払うわけですから、より有利な電力が契約できるような状況になれば、好転すればそういった契約をしていただいて、少しでも節約していただければと思います。努力をしてください。

以上で終わりにします。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第69号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、議案第69号 令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧願います。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ22億8,886万2,000円とするものであります。

2 ページをご覧願います。

6款1項他会計繰入金であります。既定額に25万円を追加するものです。職員給与費等繰入金であります。

続きまして、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費であります。既定額に25万円を追加するものであります。

職員6名分の人件費の増でございます。

以上、令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3ページから8ページの補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、9ページをご覧ください。

令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417万9,000を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,893万6,000円とするものであります。

10ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

3款繰入金、1項他会計繰入金であります。既定額に417万9,000円を追加するものです。歳出不足分の繰入れをするものであります。

続きまして、歳出です。

1款総務費、1項施設管理費であります。既定額に331万9,000円を追加するものです。主に人件費49万4,000円、電気料の高騰による不足分103万8,000円、旧七会診療所に保管してあるレントゲン装置の廃棄委託料141万5,000円であります。

2款1項医療費であります。既定額に86万円を追加するものです。主に歯科技工委託料の増であります。

以上、令和4年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、11ページから17ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） これより議案第69号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲英美子君。

○8番（藤咲英美子君） 国保でこれは一般職6万円ということなんですけれども、これ職員手当2万円、何人分ですか。1人分ですか。それ、お聞きいたします。

それから、施設勘定で七会・沢山診療所の電気代上昇のため不足を生じる補正が103万8,000円なんですけれども、これは何とか納得できますけれども、次、PCB、ポリ塩化ビフェニルですか、廃棄物の調査が141万5,000円になっています。処分費が5万円ということなんですけれども、これは入札ですか。どこの会社なんですか、お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） ご質問にお答えいたします。

まず、先ほど人数ということでしたが、ご説明させていただきましたとおり、一般職6名分となっております。

あと、次にPCB及び処理料でございますね。まず、5万円につきましては、両方の診療所で出た注射器、歯科技工の型取り用の石膏等の廃材でございます。こちらに関しましては、茨城県クリニック・クリーン協会というところで処分を委託しているものでございます。PCBの廃棄物の取扱いとは別でございます。

PCB廃棄のほう、こちらの金額ですけれども、PCB処理料141万5,000円となっております。こちらにつきましては、まず随意契約、入札かどうかというお話でございますが、まずPCBの処理というものは、東日本から北では全て1か所しか事業所は行っておりません。環境省がつくった外郭団体のJESCO北海道事業所というところでのみ、関東から北で排出されたPCBの処理を行っております。これ以外にはございませんので、1社随契という形を取らせていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲英美子君。

○8番（藤咲英美子君） 1社ですか。じゃ入札とか関係なくして、そこ1社だけだということになるんですね。

このPCBの調査というのはどういう調査なのでしょう。一般的にこれ分析をすると、高くても1万1,000円ぐらいで何か見ることができるんじゃないかなと思うんですけれども、この調査費はどのぐらいなのでしょう。5万円かかるのでしょうか。何かちょっと納得できないかなということですか。

それから、PCBの処分委託費なんですけれども、施設勘定で、PCB調査して処分委託が5万円、廃棄処分だから141万5,000円かかっていますけれども、ちょっと何か高いんじゃないかなというのを感じるんですけれども、全県でこの金額で処分されているのでしょうか。何かちょっと疑問に思って質問させていただきました。

○議長（阿久津則男君） 保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） まず、PCBの質問に回答させていただきます。

PCBのコンデンサーなんですけれども、これが発見されたちょっと理由についてご説明させていただきたいと思います。旧七会診療所に保管してあるレントゲン施設で処分しようと思ってちょっと業者をお願いしたところ、現地確認したところ、ポータブルコンデンサー、ポータブルレントゲン装置というものがございまして、こちらPCB、高濃度PCBのコンデンサーを使っていることが判明いたしました。具体的には、松下オートフォーカス式シリウス70という昭和45年3月に製造された機械でございます。高濃度PCBを使用していた時期というものがございまして、どこのメーカーも昭和32年から47年まで、国内で製造されたものにつきましては高濃度のPCBが使われていたということになってございます。

そういった中で、PCBというものが人工的につくられた絶縁油でございまして、最終的には人体に害を及ぼすということで、環境省のほうでも力を入れまして、平成13年にPCB処理特別措置法というものが施行されました。そういった中で、平成14年からPCBの廃棄物を管理して処分していこうという話になったんですけれども、実際には処理する施設がございまして、それではまずいということになりまして、環境省のほうでも北海道室蘭市のほうに平成20年5月15日から稼働する施設を造ってございます。東日本で唯一の施設。そういう中で、国内でどこの自治体及び事業者でも、ここでしか処理はできません。

単価についても、全を一覧表で何キロまでは幾らというような単価が出てございます。ちょっと今単価表までは細かくご説明はできないんですけれども、ざっくり1つ32キロ程度でございますので、それが2つですので、消費税込みで141万円、こういうような数字になってございます。特別、城里町でうちだから高いとか、どこだから安いとかということはありません。全て全国統一の価格ということになってございます。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第70号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第70号 令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億2,779万3,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、初めに歳入です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、既定額に25万4,000円を追加するものです。人件費の増に伴う国地域支援事業交付金の増によるものです。

5 款県支出金、2 項県補助金、既定額に12万7,000円を追加するものです。人件費増に伴う県地域支援事業交付金の増によるものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、既定額に17万7,000円を追加するものです。職員給与費の増及び地域支援事業費の増によるものです。同じく2 項基金繰入金、既定額に15万2,000円を追加するものです。歳出の不足分の繰入れとなります。

続いて、歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、既定額に 5 万円を追加するものです。人件費の増によるものです。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、既定額に 66 万円を追加するものです。人件費の増によるものです。

以上、令和 4 年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第 2 号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3 ページから 9 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第 70 号に対するご質問を受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第 71 号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） 議案第 71 号 令和 4 年度城里町下水道事業会計補正予算（第 2 号）をご覧ください。

議案第 71 号 令和 4 年度城里町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページをご覧ください。

第 1 条は総則ですので、第 2 条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第 2 条、令和 4 年度城里町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の第 2 条に定めました収益的収入及び収益的支出の予定額を補正するものです。収入・支出の既決予定額にそれぞれ 1,231 万円を追加いたしまして、予定額を 11 億 9,356 万 6,000 円とするものです。

収入につきましては、1 款下水道事業収益、2 項営業外収益の既決予定額に 1,231 万円を追加するものです。2 目他会計補助金及び 7 目雑収益の増によるものです。

支出につきましては、1 款下水道事業費用、1 項営業費用の既決予定額に 1,231 万円を追加するものです。給与改定等による人件費及び補償費として建設工事紛争審査会における和解金でございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。

第 3 条債務負担行為の補正であります。令和 5 年 4 月 1 日から契約の履行をしなければ業務に支障が生じるものについて、令和 4 年度中に契約締結の事務を行うため、4 件の債務負担行為を設定するものです。公営企業会計システム保守業務及び使用料並びに下水道受益者負担金システム保守業務及び使用料について、5 年間の限度額を債務負担行為により設定するものでございます。詳細につきましては、4 ページから 10 ページの補正予算実施計画明細書、給与費明細書、債務負担行為補正をご覧くださいと存じます。

以上、令和4年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第71号に対するご質問を受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第72号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） では、議案第72号をご覧ください。

議案第72号 副町長の選任についてであります。副町長に城里町大字磯野526番地の1、藤田悟史さんを選任するものでございます。藤田さんは、昭和55年4月に茨城県職員を拝命しまして、水戸土木事務所の用地課長、土木部の道路建設課用地対策監、さらには土木部参事を歴任されまして、令和3年3月に退職されるまで41年の長きにわたり県政の発展と県民福祉の向上にご尽力されました。また、退職後も、現在は茨城県土地開発公社におきまして事業推進担当官として公共事業の用地買収に寄与するなど、行政経験が豊富な方でございます。

よって、地方自治法第162条の規定によりまして議会の同意を求めます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（阿久津則男君） これより議案第72号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） ここで答弁漏れをお願いします。

総務課長増井課長。

○総務課長（増井栄一君） それでは、午前中、議案第64号の消防団員の報酬等に関しまして、加藤木議員より団員報酬の基準単価はということで、令和3年の通知前と通知後で基準単価の違いはあるのかということについてお答えさせていただきます。

令和2年と通知後の令和4年度をそれぞれ比較しましたところ、団員報酬の基準額としては変化はございませんでした。3万6,500円でございます。基準単価でございますので、満額が市町村にそのまま交付税として入るわけではございません。あくまでも交付額を算定するための単価ということで、交付市町村に関しましては、この額を基準単価として町の補正係数や規定の割合で消防費全体の中で基準財政需要額として算入されるものでございます。国から3万6,500円という単価が交付されているのに、町では2万2,000円しか払っていないのではないかとということではないことをご理解いただきたいと思います。

2点目の出勤報酬の関連でございます。三村議員さんからも併せていただいたところでございますけれども、1日8,000円、これまでは1回につき出勤2,000円でございます。

同じ管轄内で同じ分団が午前中と午後にそれぞれ1回出動した場合、別の地区に別の災害に出動した場合は2回ということで4,000円が支払われたということなのですが、今後は1日ということで8,000円の出動手当、出動報酬の支給となります。また、2日間にわたる場合、2日分になろうかと答弁したところでございますが、当日の夜11時頃に災害が発生し出動し、翌日の1時に活動が終わったという場合、2時間で2日分の出動報酬が支払われるのかということになると、1日を8時間の活動とした場合には過大の支給となるのかなというようなこともありますので、まずは町の支給の方針を確定し固めまして、その上で消防団幹部や団の分団幹部との検討を踏まえて支給については運用を決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤 幸君） 午前中、小坪議員よりご質問がありましたサテライト水戸への過誤納金の返還年数の件につきまして確認いたしました。確認しましたところ、地方税分と町要綱分を合わせまして13年分の過誤納金を平成24年度に返還していることを確認いたしました。

10年を超える部分を返還した理由につきましては、町要綱の中にですが、納税者の領収証書等により納付が確認できた場合は還付対象になるという町要綱の第4条第2項の規定により返還したものと考えております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今の説明でいくと、町のあれで10年という契約で返したということ聞いたんですけども、なぜ今回の場合、10年というのを取り上げて決まっていたやつを20年にして和解をしたのか、そこら辺が納得いかないんですよ。町の条例で10年と決まっているんだから、10年をやっぱりそれを前面に出して闘うべきだと思うんだけども、そこら辺が納得いかないで、和解するのに20年だというのはやっぱりどうも解せないんだよね。町の条例つくってあるのに、それに守らないで20年を出すというのが私はいけないと思う。やっぱり全てが、町の条例がみんなごちゃごちゃになっちゃうんじゃないですか。

以上。

○議長（阿久津則男君） 佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤 幸君） ご質問にお答えいたします。

町の要綱では10年までの対応しかできないものですから、10年以上を超えるものについては民法上の不法行為に該当しますので、町の要綱では対応できないため、今回裁判になったものでございます。そのため、町の要綱、現状では10年までしか返せないところを20年まで延ばす改正をしたものでございます。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） やっぱり今言ったように、サテライトさんには10年、今度はゴルフ場には和解で20年というのは、決まっているやつをそれを曲げて和解で20年持つていくというのはおかしいでしょうと。私はそれを言いたい。

いいです。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 午前中の答弁の中で誤解を招く表現がありましたので、この際、訂正させていただきます。

教育委員会案件の議案第65号 城里町那珂川のほとり教育支援基金条例につきましてですが、答弁の中で運用型基金のような表現がありました、これは取崩し型基金でありまして、必要に応じて取崩ししながら事業を実施していくものでございます。

今回の補正予算にも上がっているんですが、運用の利子及び配当金で18款財産収入なんです、半年間で1,000円しか計上できませんので、運用では難しいということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（阿久津則男君） 三村議員。

○10番（三村孝信君） そういうことなんです。だから、番場まつさんのやつもそうだったんだけど、運用で運用益を出してやろうというのはなかなか今の時期厳しいでしょう。それはやっぱり今回のその那珂川のほとり基金にしても、困窮者に運用益で支援しましょうというんでは、これは幾ら何でも金額が少なすぎると。それで取り崩してやった場合に、一般会計から補填するとかいろいろあったでしょう、あれ、町長の裁量で。そういうことで、そういう了解の下に基金を設立しているのであれば非常にいいことですよ。

それで、この那珂川の、ついでに聞いていいですか、議長さん。

○議長（阿久津則男君） どうぞ。

○10番（三村孝信君） ありがとうございます。

この那珂川のほとり基金の寄附者というのは、これは匿名なんですか。

○町長（上遠野 修君） 匿名です。

○10番（三村孝信君） あ、匿名なの。

○町長（上遠野 修君） 絶対名前は教えないでくれと言われてます。

○10番（三村孝信君） ヒントは、その那珂川のほとりというのがヒントですか。

○町長（上遠野 修君） 答えられません。ヒントかどうかとも答えられません。

○10番（三村孝信君） 分からないのね。ああ、そうですか。

○町長（上遠野 修君） 那珂川のそばに住んでいるかもしれないし、藤井川のほとりかもしれないし、分かりません。

○10番（三村孝信君） じゃ、以上です。



○議長（阿久津則男君） 財務課長。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません、もう一つ、第5条関係でありましたが、繰替運用であります、会計運用上必要があるというときの事例としまして環境センターがありまして、環境センターの大型事業で支払いが大型にあった場合に、会計課の中で資金が不足した場合に補助金入金まで何か月かありますという場合は、基金を借入れして運用するというので、補助金が入り次第、返済しますというのが5条の意味合いでございます。

以上です。

○10番（三村孝信君） 町長が何とかって5条ね。

○財務課長（雨宮忠芳君） そうです。

○10番（三村孝信君） はい、了解しました。

○議長（阿久津則男君） それでは、ここから報告に入るわけでございますが、時間の関係上、このまま進めてまいりますので、トイレ関係は個人的に退席して結構ですので、よろしく願いをいたします。

次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

執行部におきましては、引き続き自席で説明をお願いいたします。

また、質問は時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔をお願いいたします。長くなる場合は直接担当課へお願いをいたします。

それでは、報告第69号、70号は省略し、報告第71号から説明を求めます。

教育委員会廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告71号についてご説明させていただきます。

城里町立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります、令和5年度から町立小・中学校の学期制を現行の3学期制から2学期制に変更するとともに、学期の名称や期間について規則を改正したものです。また、夏季及び冬季休業日の開始日について、県内市町村の状況を考慮し、規則を改正いたしました。

以上、報告案件についてご説明させていただきました。逐条、報告第71号説明資料、新旧対照表、補足資料水戸教育事務所管内市町村学期制一覧表、水戸教育事務所管内各市町村長期休業一覧表をご参照いただき、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第72号から報告74号までの3件を一括して説明を求めます。

福祉こども課長山崎栄一君。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、報告第72号をご覧ください。

報告第72号 城里町女性のためのつながりサポート事業実施要綱の制定についてであります、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済困窮や孤独、孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、女性に寄り添ったきめ細やかな支援を行うため、必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、不安を抱える女性が社会とのつながりを回復することができるよう訪問支援や居場所づくり、生理用品等の提供などの支援をするものです。詳細につきましては、要綱の1ページから2ページをご覧くださいと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、報告第73号をご覧ください。

報告第73号 令和4年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱の制定についてであります。物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して臨時的な措置として国が実施するものを市町村が定める必要があることから、支給に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、基準日の令和4年9月30日において、世帯全員の令和4年度分住民税均等割非課税者等に対しまして1世帯当たり5万円の臨時特別給付金を支給するものです。さきの第3回議会定例会におきまして承認・可決いただきました執行予算等の根拠となる要綱でございまして、12月1日現在で支給世帯1,211件6,055万円の支給実績となっております。詳細につきましては、要項の1ページから6ページをご覧くださいと思います。

続きまして、報告第74号をご覧ください。

報告第74号 令和4年度城里町低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料品やエネルギー等の物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対しまして、臨時的な給付措置として県が実施するものを市町村が定める必要があることから、支給に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、令和4年9月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給対象者で、令和4年度分住民税均等割非課税者等に対しまして児童1人当たり5万円の給付金を支給するものです。さきの第3回議会定例会におきまして承認・可決いただきました執行予算等の根拠になる要綱でございまして、12月1日現在で支給世帯48件、対象児童100名500万円の支給予定となっております。詳細につきましては、要綱の1ページから5ページをご覧くださいと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上、報告第72号から73号、74号につきまして一括ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第75号の説明を求めます。

農政課長富江一也君。

○農業政策課長（富江一也君） それでは、報告第75号をご覧ください。

令和4年度城里町土地改良区電気料金高騰支援事業補助金交付要綱の制定につきまして、

ご説明いたします。

原油価格の高騰によりまして電気料金が値上がりし、運営に大きな影響を受けていることを踏まえまして、安定した運営を支援するため、土地改良区に対しまして予算の範囲内で補助金を交付することから、令和4年度城里町土地改良区電気料金高騰支援事業補助金交付要綱を制定するものでございます。

詳細につきまして、主なものなのですが、補助対象経費といたしまして、先ほどもご質問に対してご説明いたしましたとおり、令和4年4月から9月の電気料金の総額から令和3年4月から9月の電気料金の総額を差し引いた額を45%補助するものでございます。詳細につきましては、報告第75号以下1ページをご覧いただきたいと思います。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第76号から報告第77号までの2件を一括して説明を求めます。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） まちづくり所管分としまして、報告事項第76号、第77号につきまして、2件ほどご説明をさせていただきます。

まず初めに、報告第76号になります。

ちょっと文字のほうも小さくて見づらいんですけども、要点だけ申し上げますので、後ほど資料のほうをご覧いただきたいと思います。

先ほどご質問もありましたように、元気アップ振興券の第6弾ということになります。いまだ収まらない新型コロナウイルス感染症のさなかにおいて、エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援することを目的に、地方創生臨時交付金の重点交付金というものが配分されていまして、その事業として、第3条にも掲げてございます令和5年1月1日現在においてを基準日としまして、商店につきましては、いばらきアマビエちゃんに登録している町内の事業者を対象に、前回と同じように振興券5,000円、500円の券を10枚ほど、大型店舗で使用できる3枚、1,500円として支給をするものでございます。

使用期間につきましては、この後ろのページになりますけれども、第5条の第2項のほうでお示しをさせていただきます。年度内に事業完了ということもございまして、ちょっと期間のほうが短くなってしまっはるんですけども、令和5年2月15日から令和5年3月15日ということで、1か月間で使用をしていただくようなことになります。これにつきましては、使用期間が短いということで周知のほうも徹底していきたいというふうに考えてございます。詳細につきましては、3ページは1行しかございませんが、1ページから3ページをご覧いただきたいと思います。

次に、報告の第77号でございます。

関連でございまして、前回同様にこの6弾の事務を城里町の商工会のほうにお願いするというようなことで、振興券の発行、事業者の募集、換金等の事業を行っていただくための補助金を交付することについて、必要な事項を定めたものでございます。詳細につきましては、要綱の1ページから4ページまでございます。後ほどご覧いただければと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第78号の説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第78号 城里町公共施設等総合管理計画（改訂版）についてであります。2016年度策定の計画に対し、脱炭素化の推進を追記したものでございます。

主な内容は、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて、LED照明の導入など検討実施を明記いたしました。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 報告第79号の説明については省略いたします。

それでは、ここで報告の質問を受けるわけではございますが、時間の関係もありますので、質問は1人2回までとしたいと思います。あとは各課に行って説明を聞いてください。

それでは、質問は初めに報告番号を言ってから、簡潔にお願いしたいと思います。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ簡潔に。報告71号 町立学校管理規則一部改正ですけれども、前期と後期に分けた理由をお聞きいたします。

それから、子供たちへの負担はどのようになっているのでしょうか。保護者の声は聞いておりますか、お聞きいたします。

それから、報告72、女性のためのつながりサポート、これは不安を抱える女性が社会とつながるということで、訪問支援、相談窓口もあるんですけれども、かなり居場所の提供、生理用品の提供などを事業委託ということなんですけれども、プライバシーが守らなければならないんじゃないかと思うんですね。そういうことに対してどういう支援の方法を考えているのか、お聞きいたします。

それから、73号、これは1人5万円の支給なんですけれども、ページ3なんですけれども、11条なんです。11条について、何らかの形で確認することが必要ではないかなということを感じたんですけれども、1回きりでもう連絡がなければ打ち切りますということを書いてあるんですね。ちょっともう少し、これは返答がなければ打ち切っちゃうんじゃないかと、何らかの形でもう一度ぐらい確認をするようなことはできないだろうか、というようなことを感じました。そのことについて答弁してください。

それから、報告74、これはいいです。報告75、これもいいです。失礼しました。



山崎課長。

○福祉こども課長（山崎栄一君） それでは、報告第72号の城里町女性のためのつながりサポート事業実施要綱のところ、プライバシーの問題に関しまして藤咲議員のほうから質問がありましたが、確かにプライバシーの問題に関しましては大変重要なことですので、今後この事業につきましましては、社会福祉協議会などの知見を活用して、事業委託によってアウトリーチによる相談とか、居場所の確保、生理用品の提供を行っていく中で、その委託する事業者と、そういったプライバシーが漏れることがないように、その辺は気をつけて事業のほうを進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひします。

続きまして、報告第73号の城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）のほうですけれども、こちら第11条で申請が行われた場合の取扱いということで、「前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、受給権者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす」ということで、こちらのこの規則につきましましては、国の準則に基づいた例によりまして同じようにつくっております、一応町としましてはこういった確認書、これ一応確認書なんですけれども、この確認書を11月8日に1,832通送っております。この確認書を送られた方は、要するに住民税が非課税世帯の方ですね。町内の課税されている方の扶養を受けられていない方に対してはこれを送ってまして、一応そのチェック項目2つありまして、その世帯の全員が住民税課税が課せられている他の親族等の扶養を受けていないか、もしくは、それとあと世帯の中に住民税課税となる申告が、所得があるのに未申告である者はいますかということで、ここ、どちらもない場合にはチェックを入れていただいて署名してもらえれば、すぐお金が払える形になっていきます。

町内の方は扶養親族の確認ができるんですけれども、例えば町外のお子さんとか親御さんの扶養を受けている場合には、町でシステム上は確認ができませんので、一応この確認書を受け取った方につきましましては、そういった関係でもう一回再度送るのはちょっと、一応確認を含めた中で送っているので、そこはちょっとご理解いただきたいと思ひます。

なお、一応そういった支給漏れがないように、11月の広報紙にも載せましたけれども、これからも事業期間におきましては、広報、ホームページ等で周知しまして、支給漏れのないよう努めてまいりたいと思ひますので、ご理解のほうよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 2回目どうですか。

藤咲英美子君。

○8番（藤咲英美子君） じゃ報告72に対して、プライバシーは気をつけていくということなんですけれども、本当に女性のためのつながりサポートというのは、とても大切なこ

とだと思し、いいことだなと思っています。これ、国の政策ですね。町でも注意していただきたいことは、本当にこのプライバシーがかなり守られなくて、それが嫌だから受けたくないという人も結構出てきているところがあります。そのところはどのような事業者を選ぶのかということがとても重要視されるのではないかと思いますので、そこら辺のところ、きちんと気をつけて守っていただければいいのかなと思っています。

事業委託の基準とか、そういうのは何か決まっているのはあるんですか、お聞きいたします。

それから、1回で打ち切ることは不安ですということに対して、国に基づいたというようなことをちょっとお聞きしたんですけれども、国は国、町では町として、こういう人たちに対する支援策、連絡が来ないんだけれども何かあったのかなという、そのぐらいの配慮はしてもらってもいいのかなと思います。最低2回ぐらいのチェックですか、そういうのをやっていただければいいかなと思っています。よろしくお願ひします。答弁をお願いします。

○議長（阿久津則男君） 山崎課長。

○福祉子ども課長（山崎栄一君） すみません、まず報告第72号のほう、女性のためのつながりサポート事業実施要綱につきましては、今回報告させていただきますして、その事業内容につきましてはこれから委託を検討する、社会福祉協議会等と詰めていきたいと思ひまして、まだちょっと細かい内容まではこれから詰めていく段階になりますので、そこはご了承のほうよろしくお願ひいたします。

続きまして、次の報告第73号の子育て世帯臨時特別支援事業につきましては、一応国庫事業でございます、国からの10分の10の補助を受けて行っている給付金の事業になりますので、一応Q&Aとか要綱上は国に倣ってつくらなければいけませんので、そこはこちら側の申請漏れのないように努めまして、今の実績でいきますと、先ほど申し上げました、確認書送りました1,832通の世帯に対しまして、実際にもう既に1,485世帯から申請が上がっていますので、あと支給漏れ等がないように、引き続き広報とかホームページ等で、間違いなく支給できる方については、こちらからも勧奨等しながら漏れのないよう努めたいと思ひますので、ご理解のほうをよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 次の担当課長、お願ひします。

まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ご質問のありました報告第77号の第4条の第18号ですか、「事業実施者は、使用済み振興券は、安全かつ確実に廃棄すること」と書かれています。その後ろのページに、一番下になりますけれども、関係書類の整備等ということで、事業実施者は商工会になるんですけれども、5年間その証拠書類を残しておきなさいというふうに規定をさせていただきます。

この中で、いろいろな問題が生じた場合に、すぐに振興券のほうを廃棄してしまうと、いろいろなところで整合性が取れないというような問題もございます。また、この振興券につきましては大変手間がかかってございまして、全ての振興券、1番から連番で番号が振ってございまして、同じ券が1枚もないということで、それぞれの町民の方に配布をしております。そのような観点から、5年間は廃棄をしないで保存すると。商工会のほうでも場所がなくて保存ができないということでございますので、全て町のほうに出していただいて、町のほうでは印刷はしたけれども住民のほうに届かなかった券もございます。それをちゃんと仕分けをして、5年間は責任を持って町のほうで保管するというご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（阿久津則男君） 次の。

財務課長。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第78号 公共施設等総合管理計画の改訂についてでございますが、(10)の脱炭素化の推進というこの項目をまるきり追記したものでございます。

これによって、今回も補正にありましたLED事業、町内施設のLED化とか、道路関係のLED化というのに対して起債等、補助金等受けられるようなものになりますので、これでこの計画に載せる必要があったということで明記いたしました。

この計画につきましては、個別には長寿命化計画と施設ごとにありますので、それをまとめたようなものでありまして、これによって予算の平準化、維持管理の平準化を図るようなものでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

5年間残すとはちょっと初めて聞きまして驚きましたけれども、しっかりと確認していただきたいなと思っております。

78番、公共施設なんですけれども、これは要するに公民館とか、それから学校とか、いろんな施設がこの町にあります。その町で管理している施設なんですけれども、そういうところも全てLEDにしていきたいという考えなんですか、お聞きします。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ゼロカーボンシティというのを表明していますので、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロというのを目指す以上、一番手っ取り早いのがLED化ということだと思いますので、それは実施していきたいと考えております。

○8番（藤咲芙美子君） 全て変えていくんですね。



○財務課長（雨宮忠芳君） はい。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか、質問。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいま元気アップの交付要綱の中をちょっと見ていたら、これ、いばらきアマビエちゃんの登録にということで、これ各店舗はアマビエちゃんに加入していないということなんだよね。県のほうで今アマビエちゃんは運用を停止しているんだけど、これ、やっぱり今でも駄目なの、入っていないと。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今は中止しておりますけれども、アマビエちゃんのお店ということで、募集をするに当たってはやはり感染対策、アマビエちゃんに登録するに当たっては消毒ですとか、そういう徹底が図られておりますので、その辺のところを徹底していただいて、基本はこのアマビエちゃん登録ということになって、今県のほうがその登録を中止しているんですか。

○6番（加藤木 直君） 運用を停止。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 運用はあれなんですけれども、登録の中止まではちょっと確認していないんですが、そういうことで、いずれにしてもお店のほうでも安全対策をしっかり取っていただけるように、商工会のほうに私のほうからもその募集に当たっては念を押しておきますので、要綱上はアマビエちゃんに登録してある事業所ということでお示しをしております。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） あまり県のほうももう今アマビエちゃんについては積極的にしていないということで、また再開するかどうかは分からないけれども、それでもうそれに登録していないと駄目なのかどうか。違うところも手を挙げて、県がそういう状況にある中で、どうなのかなと思って。これ、必ず登録していないと駄目ですか。

○議長（阿久津則男君） まち戦課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、そのような状況もまだちょっと詳しく把握していなくて、大変申し訳ございませんでした。この要綱の最後のほうに、これに定めるほか町長が別に定めるという1項も入っておりますので、やはりアマビエちゃんに今現在登録していなくてもやりたいんだというものにつきましては、町内の業者でありますので、商工会のほうにやはり消毒の徹底、マスクの徹底等を促しまして、その辺のところは臨機応変に対応させていただきたいというふうに考えます。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） あとは個人的に行ってください。申し訳ない。

ほかにご質問ありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（阿久津則男君） 以上で報告を終了いたします。

---

閉 会

○議長（阿久津則男君） 以上で、本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る12月6日火曜日午前10時をもって令和4年第4回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには控室にお集まりいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時53分閉会